

平成30年 4月民児協定例会

- 1) 平成30年度 「高齢者等の見守り調査」について
- 2) 生活福祉資金貸付事業の文書取り扱いについて
- 3) 民生委員互助事業について
- 4) 平成30年度社会福祉事業計画書について
- 5) 平成30年度神戸市民生委員児童員協議会事業計画について
- 6) 平成30年度北区民児協予算に関するお願い事項について
- 7) 自殺対策強化月間について
- 8) 平成29年度児童虐待相談状況（12月現在分）
- 9) 食堂等居場所づくりについて
- 10) 新年度体制（ゆうあい訪問、食事会、ふれあい喫茶、のびのび広場
こども居場所づくり等の手厚い福祉活動）

次回 平成30年 5月6日 午前10時より

5/6

平成 30 年度「高齢者等見守り調査」の実施について

1. 経緯

高度成長期以降、都市化による近隣コミュニティの希薄化、単身高齢者の増加や孤立化が顕在化してきたため、民生委員による先駆的な高齢者実態調査や友愛訪問が始められた。

その後、各区社協の支援のもと、友愛訪問ボランティアや給食ボランティア活動などにより、見守り活動が進められてきた。

さらに、平成 13 年度からは神戸市と神戸市民生委員児童委員協議会、各区社協との共同事業として、あんしんすこやかセンターの協力により 65 歳以上のひとりぐらし高齢者の実態調査が開始され、平成 18 年度からは対象者を 75 歳以上の老老世帯にも拡大し、重層的な地域見守りの充実を図ってきたところである。

このような中、今後の少子高齢化の進行や、前期高齢者は就労中の方も多しことなどの現状を踏まえ、昨年度より高齢者見守り調査における単身高齢者についての対象年齢の引き上げについて、民生委員の皆様と協議を行ってきた。

このたび、平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月にかけて実施したヒアリングを踏まえて、平成 30 年度調査より、市として単身高齢者の調査対象年齢について、単身世帯を 70 歳に引き上げる。

2. 30 年度の調査方法

(1) 調査対象者

過去 1 年間で新たに「70 歳のひとりぐらし」または「75 歳以上の高齢者のみ」となった世帯（区間異動・世帯構成の変更含む）

※新たに 70 歳になった単身世帯のうち、65～69 歳時に調査対象となった世帯は除く。

(2) 調査方法

a) 70～74 歳の単身高齢者および 75 歳以上の老老世帯(高齢者のみの世帯)

①調査対象者に対し、調査票を郵送する。

②見守りを必要としない世帯等に返送してもらう。

③返送のなかった世帯については、例年どおり民生委員の協力により訪問調査を行う。

郵送調査件数

※平成 30 年 2 月 28 日時点(暫定)

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	計
単身世帯	329	218	365	355	336	288	333	419	313	2,956
老老世帯	630	379	359	368	796	381	623	852	733	5,121
郵送調査 件数	959	597	724	723	1,132	669	956	1,271	1,046	8,077

※例年 50%程度の「見守り不要」の返信がある。

b) 75 歳以上の単身高齢者

① 民生委員の協力により訪問調査を行う（郵送調査は行わない）。

調査件数

※平成 30 年 2 月 28 日時点 (暫定)

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	計
訪問調査 件数	942	624	671	666	1,107	693	830	1,166	1,014	7,713

(3) 調査スケジュール

30 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
↔ 郵送	↔ 返送分の 入力作業	↔ 訪問調査リスト作成			訪問調査	
↔ 返送						

11 月	12 月	31 年 1 月	2 月	3 月	4 月
	訪問調査				
				調査後一覧表の配布	

(4) その他

- ・ 調査状況一覧にて見守り活動を行う民生委員などに高齢者の見守り支援の情報を共有することで、日常の見守り活動に活かしていただく。

3. 過去の郵送調査で「見守り不要」と返信した単身高齢者の実態把握

(1) 概要

平成 21 年度からの郵送調査において、「見守り調査不要」と返信した単身高齢者に対し、以下の方法にて「見守りの啓発」または「訪問調査」を実施する。

a) 平成 25 年度の郵送調査において「見守り調査不要」と返信した、現在 70 歳～74 歳の単身高齢者

- ① 見守り啓発のお知らせ文を送付する。
- ② 対象者から希望があった場合、民生委員の訪問調査を行う。

b) 平成 21 年度～平成 29 年度の郵送調査において「見守り調査不要」と返信した、現在 75 歳の単身高齢者

- ① 平成 30 年度中（30 年 7 月～）に民生委員の訪問調査を行う。

1. 325
2. 70147

生活福祉資金貸付事業 民生委員宛て文書の取り扱いについて

1. 貸付事業への民生委員の関わり

生活福祉資金は、民生委員による世帯更生運動から発足した貸付制度で、「福祉資金」「教育支援資金」については、借入れの申し込み時から償還完了までの間、民生委員の指導援助が受けられることが大きな特徴となっています。

しかしながら、この民生委員の関わりが、民生委員の負担になっているのも事実であり、全国的にも負担軽減の取り扱いが検討されているところです。

2. 民生委員宛て文書の取り扱い

神戸市における民生委員の負担軽減の検討にあわせ、神戸市域において、民生委員宛て文書の一部を区社協で保管する取り扱いを実施します。

(1) 区社協で保管する文書

下記の各種文書（兵庫県社協発行）の民生委員への送付を取りやめ、必要な時に閲覧できるように区社協にて保管します。

文 書 名	県社協からの送付時期
①新たに借入した世帯の台帳類 ・「借受世帯支援記録票」 ・「借受世帯の状況（支援記録票）」 ・「民生委員引き継ぎ履歴」 ・「支援記録」	県社協で貸付金の送金後、 その送金が属する月の翌月
②「償還開始のお知らせ」	償還開始の2か月前
③「償還残額のお知らせ」	毎年、9月及び3月
④「償還滞納に対する督促」	毎年、6月及び12月
⑤「最終償還期限到来のお知らせ」	最終償還期限の5か月前
⑥「貸付額（貸付条件）変更承認について」	その都度

(2) 今までどおり民生委員に送付する文書

貸し付けの可否や償還が完了したことについては、従来どおりお知らせします。

文 書 名	県社協からの送付時期
①「貸付決定（不承認）通知書」	申請後、貸付が決定（不承認）した時
②「償還完了のお知らせ」	償還完了時

※借り入れ申込者と面談の上、「民生委員調査書（状況確認書）」を作成いただくことは、従来どおりお願いいたします。

3. 取り扱いの実施日

平成30年4月1日より開始します。

全国民生委員互助共励事業「災害見舞金」給付基準の改正について

このたび、全国社会福祉協議会より「災害見舞金」給付基準の改正についてお知らせがありました。この改正は、災害により大きな被害に遭われた民生委員・児童委員へより手厚い見舞金を給付することを目的に行なわれたものです。

改正内容につきまして、下記のとおりとなっています。

記

1. 災害見舞金の改正内容

改正前	改正後
居宅 2万円	居宅 「全壊・大規模半壊」10万円 「半壊」 5万円
居宅外 1.5万円	(削除)

改正点：①居宅被害に対する災害見舞金について、「全壊・大規模半壊」「半壊」の区分を設けるとともに、給付金額を引き上げる。

被害区分は関係官公署発行の「罹災証明書」による。

②「一部損壊」については給付対象外とする。

③居宅外に対する見舞金は廃止する

2. 改正時期 平成30年4月1日

※本年4月1日以降に発生した災害から適用になります。

3月31日までに発生した災害に対する見舞金の送付については、改正前の基準が適用されます。

- #### 3. 留意事項
- (1) 今後の申請にあたっては、これまで同様、関係官公署発行の罹災証明書において、被害区分と申請区分の整合についてご確認いただきますよう、お願いします。
 - (2) 本年3月31日までに発生した災害に対する災害見舞金の申請については、平成30年12月31日までに済ませてくださいよう、お願いいたします。

全国民生委員互助事業取扱要領（抜粋）

※平成 30 年度改正点は網掛け部分。

1. 弔慰、見舞又は退任慰労の種別・金額・範囲

	種 別	金 額	範 囲
公 務 関 係	(1) 死亡弔慰 公務死亡	100,000～ 200,000 円	ア. 都道府県・指定都市、市区町村、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他の関係機関の指示による諸活動、並びに民生委員・児童委員としての職務遂行下、他人から危害を加えられた、もしくは不慮の事故による死亡又は傷害。 イ. 前記による諸活動の遂行が直接の原因とみられる疾病。 ウ. その他明らかに公務の遂行に起因するとみられる死亡、傷害又は疾病。
	(2) 傷病見舞 ① 公務傷害 ② 公務疾病	30,000～ 150,000 円	
一 般 給 付	(1) 死亡弔慰 ① 一般死亡 ② 配偶者死亡	30,000 円 15,000 円	① 会員の公務以外の事由による死亡。 ② 会員と婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡。
	(2) 傷病見舞 一般傷病 ・ 療養 2 か月未満 ・ " 以上	8,000 円 10,000 円	入院、通院など発生後 1 か月以上の療養を必要とした傷病（自宅療養期間も含める） ア. 1 か月以上 2 か月未満の療養を必要とした場合。 イ. 2 か月以上の療養を必要とした場合。
	(3) 災害見舞 ・ 居宅 「全壊・大規模半壊」 「半壊」	100,000 円 50,000 円	① 会員自宅の全壊・大規模半壊 ② 会員自宅の半壊
	(4) 退任慰労 ・ 在任 9 年未満 ・ 在任 9 年以上 15 年未満 ・ 在任 15 年以上	3,000 円 5,000 円 7,000 円	ア. 対象者の在任期間が、 ・ 3 年以上 9 年未満の場合。 ・ 9 年以上 15 年未満の場合。 ・ 15 年以上の場合。 イ. 死亡による退任の場合は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとする。

未定稿

平成30年度
事業計画書

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

目次

1	平成30年度事業方針	1
2	平成30年度事業計画	
I	“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020の推進	5
II	地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成	6
III	福祉活動参加の意識づくり・人づくり	12
IV	専門性を活かした福祉サービス事業の展開	19
V	事業を的確に推進していくための取り組み	32
附)	本会事務局及び運営施設等一覧表	33

平成30年度 事業方針

私たちを取り巻く社会環境が変化していくスピードは、これまで以上に早くなっています。

また、高齢化や人口減少が進展し、社会構造が変化することにより、地域のみならず家庭や職場においても人間関係は希薄化してきています。そのような状況の中で、人と人のつながりを再構築することで、地域共生社会を実現していくことが求められています。

本会では、神戸市の地域福祉計画「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」を踏まえ、「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020」（平成28年度～32年度）を平成27年度に策定し、地域でだれもが繋がりをもち、安心して暮らせる社会の実現を目指して各活動に取り組んでいます。

本年度も、社会環境の変化やそのスピードに対応しながら、計画における3つの基本方策（①「地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成」、②「福祉活動参加の意識づくり・人づくり」、③「専門性を活かした福祉サービス事業の展開」）に基づき、神戸市行政及び各区社会福祉協議会（以下「区社協」という）と連携及び関係者の参画と協働のもと、各事業に取り組んでまいります。また、限られた予算を効率的に活用し、組織としての生産性をより一層高めるために、業務執行方法等の見直しや改善活動にも取り組みます。

1 “こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020の推進

神戸市の地域福祉計画「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」と連携・調和を図り、「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020（平成28～32年度）」を平成27年度に策定しました。この計画で定めた活動の方向性に基づき、神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的に、地域福祉の推進に努めます。

理事会により計画の検証及び評価を行うとともに、内容の見直しや方向性の修正を行い、時宜に適した中期活動計画として、事業活動を推進していきます。

2 地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉基盤の醸成

身近な地域での支え合い活動を支援し、福祉課題に向き合う地域づくりを進めるため、ふれあいのまちづくり協議会、民生委員・児童委員など、多様な地域関係者との連携を図り、それらの各種団体との協働の取り組みを広げながら、地域のつながりの再構築に取り組みます。

(2) 地域福祉ネットワーク事業の推進（重点事業）

地域住民から寄せられる多様な福祉課題について、地域福祉ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を中心とした区社協の総合力で受け止め、課題の解決を図るとともに、誰をも排除しない地域社会づくりを進めます。

社会福祉法人、地域団体、事業者などとともに、課題を抱える市民が地域で社会やしごととつながり、役割を持つことで、やりがいや生きがいを感じられる居場所づくり（しごとづくり）を進めます。

(3) 地域包括ケアの推進

介護保険法改正に伴う、サービス提供主体の多様化と地域資源の充実に向け、神戸市と連携して「生活支援体制整備事業」を引き続き推進します。また、区社協に配置されている生活支援コーディネーターが中心となって、区社協とあんしんすこやかセンターの連携や、住民主体の地域福祉活動を支援し、地域包括ケアの推進に

取り組みます。

(4) 民間社会福祉施設の振興及び社会福祉法人の地域公益活動の支援

民間社会福祉事業職員福利厚生事業等を通じ、民間社会福祉施設の活動を支援します。また、「社会福祉法人連絡協議会」の全区設立にともない、地域の福祉ニーズに応じた地域公益活動を主体的に取り組めるよう、区社協と連携して支援するとともに、全市的な情報共有や連携を図るための市内連絡会等を開催します。

(5) 生活困窮者の自立支援

低所得世帯や要援護世帯を対象とした生活福祉資金貸付事業に、区社協とともに取り組みます。また、地域福祉ネットワーク事業もあわせて、神戸市の「生活困窮者自立相談支援事業」などとの連携を図り、生活困窮者の生活支援および自立支援を推進します。

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を促進するため、神戸市と協力しながら貸付事業を行います。

(6) こうべ安心サポートセンター及び神戸市成年後見支援センターの運営（重点事業）

判断能力が十分でない方の権利擁護に関する相談や金銭管理サービスなどの福祉サービス利用援助事業等を行います。また、増加するニーズに対応するため、職員を加配し、契約までにかかる期間の短縮を図るとともに、区社協などの関係機関と連携し、身近な相談窓口等の検討を進めます。

成年後見支援センター事業としては、成年後見制度利用促進法の理念を尊重し、相談及び普及啓発、関係団体とのネットワークづくり、「市民後見人」の活動支援、法人後見事業に取り組みます。

3 福祉活動参加の意識づくり・人づくり

(1) 情報発信の充実

ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など、多様な媒体を活用し、福祉活動にかかる情報を発信します。本会や区社協の取り組みのほか、先駆的な地域福祉活動などを発信し、ひろく市民に向けて地域福祉活動を啓発します。また、広報手段の多様化に対応した職員研修にも取り組みます。

(2) 福祉意識の醸成

福祉の心を育む神戸の市民運動「ふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動」を推進するとともに市民福祉大学による市民講座などを通して、福祉に対する理解をより深め市民のボランティア活動の振興に努めます。

(3) 福祉体験学習

夏休み3日間の中高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）を通し、生徒の福祉の心を育むと同時に、地域社会を担う人材を育成します。参加者の中で特に活動意欲の高い生徒を対象に、5日間のコースやふりかえりのためのワークショップを開催します。

(4) 災害支援活動の充実

阪神・淡路大震災を経験した社協として、各地で自然災害が発生した際には近隣社協との連携のもと迅速な支援活動を行います。また、災害への備えとして平時から区社協や地域団体と連携した災害ボランティア訓練、ICTを活用した災害ボランティア登録システムの強化・拡充に取り組みます。その他、大規模災害被災地での交流支援事業などを他団体と連携して取り組みます。

(5) 福祉を支える人材の育成支援（重点事業）

ボランティアから社会福祉事業従事者まで、幅広くこれからの福祉社会を支える人材

の養成や育成、確保、資質の向上を図るため、中・高生の福祉体験学習や様々な研修・講座を通じて支援します。研修の実施にあたっては、区社協との連携を密にするとともに、社会福祉事業従事者の定着に向けて新任職員から管理職まで、それぞれがキャリアビジョンを描くとともに、その段階に応じた必要な技術・倫理観を得られるような研修を実施します。またあわせて、福祉ライブラリーなどからも情報提供し、福祉人材の育成について支援します。

(6) 当事者組織の支援

発達の気になる子どもと保護者や若年性認知症の方と家族が抱える悩みを分かち合い、解決のために学び、発信し助け合う活動(セルフヘルプ)への支援に取り組みます。

4 専門性を活かした福祉サービス事業の展開

(1) 子育て支援の充実

児童の健全育成を図るため、総合児童センターを運営するとともに、障がい児の健全やかな成長を支援するため、発達障がい児やその保護者等に対する支援事業を実施します。また、子育てコーディネーターを区社協に配置し、地域福祉・子育て支援・児童福祉の観点から、地域福祉ネットワークカー等と横断的に連携しながら、子どもの居場所づくりの支援を行います。

地域に根ざした児童館の運営、拠点児童館における専門的な子育て講座の開催やシニアサポーターの養成と協働、ファミリー・サポート・センター事業の拡充、子ども会活動の振興などに取り組み、地域での子育て支援の充実を図ります。

(2) 在宅福祉サービスの提供と高齢者総合相談窓口等の運営

高齢になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らしつづけられるように、通所介護(デイサービス)の実施や居宅介護支援事業所(えがおの窓口)でのケアプランの作成などの在宅福祉サービスの提供を行います。また、高齢者総合相談窓口として地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)の運営を受託し、総合相談・支援事業、権利擁護、地域支え合い活動等を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(3) 認知症の人と家族への支援

こうべ認知症生活相談センターを運営するとともに、認知症サポーター養成の充実を図り、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。また、在宅福祉センター運営においては、若年性認知症デイサービス事業にも取り組みます。

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加を促進するために、障害者スポーツ・文化活動の振興や障がい者施設・事業所等で生産する「ふれあい商品」の展示・販売を行う「神戸ふれあい工房」の運営に取り組むとともに、神戸市との事業連携を進めます。

点字図書館の運営を通じて、主として視覚障がい者に対し図書をはじめ各種情報格差の解消に努めます。さらに、障がいについての正しい知識と理解を深め広く市民に対する啓発活動の一環として「障がいサポーター養成講座」「発達障がい支援者サポート事業」を積極的に展開します。

(5) 障がい者支援事業実施に向けた取り組み(重点事業)

神戸市による在宅福祉センターの障がい者支援事業への順次転用の方向性を受け、本会としてもこれまでの実績をもとに、障がいニーズに対応した障がい者支援事業を実施します。また、在宅福祉センターを活用した、高齢者と障がい者の一体的な相談支援やサービス提供など、障がいのある方の在宅生活を地域で支えていくための新たな拠点づくりに向けた取り組みを進めます。

(6) 助成事業の実施

各種の基金による助成を通じて、児童や障がい者の支援、地域福祉活動の支援を行います。なお、これらの事業・活動を推進するにあたっては、地域福祉に携わる民生委員・児童委員等をはじめとする関係機関・施設・団体との協働に努めるほか、組織内の取り組みとしては、個人情報の保護をはじめコンプライアンスの徹底、神戸環境マネジメントシステムなどの環境に配慮した事業運営、事務事業の見直しや効率化など、経営改善や健全な組織運営に努めてまいります。

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、法令等に基づく表記や固有名詞を除き「障がい」とひらがな表記を用いています。

平成30年度 事業計画

I “こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020の推進

1 中期活動計画の推進

複合化・多様化する福祉課題に対応し、神戸市における地域福祉をより一層推進するため、神戸市の地域福祉計画「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」と連携・調和を図り、「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020（平成28～32年度）」を平成27年度に策定し、組織運営の方向性を決めました。

「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」の基本理念を共有し、市民、団体、関係機関等と協力しながら、神戸市の地域福祉を推進する中核機関としての役割を明確にし、“こうべ”のまちでだれもが安心して暮らしていくため、ともに支え合うための多様な仕組みづくりや福祉課題を解決するための地域におけるセーフティネット（安全網）を再構築することをめざして事業活動を推進します。

(1) 計画の基本方策

基本方策1 地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成

基本方策2 福祉活動参加の意識づくり・人づくり

基本方策3 専門性を活かした福祉サービス事業の展開

(2) 基本方策を推進していくための取組

先進的な事業の実践・政策提案・人材育成・効率的組織運営

2 理事会による中期活動計画の進捗管理と内容の見直し

理事会（平成30年11月頃開催予定）により「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020」の進捗状況を検証するとともに、事業の取組状況や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。また、中期活動計画期間の3年目にあたり、検証を踏まえて内容の見直しや方向性の修正を行い、時宜に適した中期活動計画として、事業活動を推進していきます。

II 地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉基盤の醸成

市社協・区社協が協働して、ふれあいのまちづくり協議会や民生委員・児童委員、婦人会、その他の地域団体との連携を深めながら、地域福祉活動をさらに支援していきます。また、地域団体やあんしんすこやかセンターをはじめとする多様な地域関係者との協働を広げていくことにより、地域のつながりの再構築に向けて取り組みます。

(1) 福祉課題への対応と地域での支え合いのしくみづくり [172,049千円]

① 「地域福祉ネットワーク事業」の推進

複合化・多様化する市民の福祉ニーズや制度の狭間の福祉課題を、区社協配置のネットワークが中心となって区社協の総合力で受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援や、地域で支え合うしくみづくりを行うことにより、誰もが住みやすい地域づくりを進めます。さらに、地域福祉活動の担い手を養成するために、ふれあいのまちづくり協議会等と講座を共催するなど、地域福祉活動の推進を支援します。また、社会福祉法人との連携を強化し、法人の地域公益活動が、課題を抱える市民を支援する出口のひとつとなるよう、働きかけを行っています。

② 「地域福祉ネットワーク事業」における区社協支援の推進

地域福祉ネットワーク事業に関わる職員の相互の連携・情報の共有化、地域で支え合うしくみづくりを進めるために「地域福祉ネットワーク連絡会」を開催し、区社協との連携と役割分担のもと、より効果的に事業を展開します。

また、ネットワークの資質の向上のための研修や、他都市社協のコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）との合同研修会を実施します。さらに、ネットワークが配置されたことによる成果を市民や地域関係者、関係機関・団体に周知するため、ホームページや事例集を活用しながら、積極的な情報発信に努めます。

③ 身近な地域での居場所等の開拓

社会的な孤立を背景として、福祉的な課題を抱える市民を支援することを目的に、地域の中でつながりや役割を感じられる居場所や、就労に向けた体験の場につないでいくことに取り組みます。区社協と連携し、社会福祉法人、地域団体、事業者の理解と協力を得ながら、身近な地域でさまざまな居場所や体験の場などを開拓していきます。

(2) 区社会福祉協議会との連携・協働

区社協との連携のもとで、ふれあいのまちづくり協議会をはじめとした地域団体や専門機関、区行政と円滑に連携・協働を進め、小地域単位で住民同士が支え合える仕組みづくりに取り組みます。また、区社協が核となって、「協議体（地域ケア会議）」「地域福祉ネットワーク会議」など、地域福祉に関わるさまざまな担い手が協議・協働する場である地域福祉のプラットフォームづくりを支援します。

さらに、区社協部長を中心に支援活動の成果や課題の共有と解決への検討を進め

ながら、区社協内の各ワーカー（ネットワークワーカー・子育てコーディネーター・生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーター・生活福祉資金相談員）間の連携を強化・充実させ、区社協の総合力を高めていくよう努めます。

区社協が総合相談機能を発揮し、地域課題の解決が図れるよう、市や関係団体との協議、地域福祉基盤の醸成に向けた取り組みへの支援、職員の能力向上を図る研修等の実施、区社協に対する助言・援助を行うなど、区社協への総合的な支援を行います。

(3) 重層的な見守りネットワーク構築の推進 [11,143千円]

市社協と区社協が持つネットワーク機能を発揮し、民生委員・児童委員、友愛訪問ボランティア、あんしんすこやかセンター、社会福祉法人、関係団体、事業者、行政など多様な主体の参加・協働による重層的な見守りネットワークを構築するとともに、地域住民が互いに支え合える互助のしくみづくりを支援します。

(4) 民生委員・児童委員との連携・支援 [8,234千円]

神戸市民生委員児童委員協議会と連携して、民生委員児童委員部会（常任理事会）を開催することにより、民生委員・児童委員活動が円滑に推進できるよう支援していきます。また、地域住民組織や専門機関等と連携して、複合化した地域の課題に取り組めるよう、民生委員・児童委員の負担軽減を検討しながら、協働体制を構築していきます。さらに、民生委員互助給付金の交付、各種民生委員児童委員研修会や激励会の開催などにより、民生委員・児童委員活動を支援します。

2 地域包括ケアの推進 [79,803千円]

(1) 地域支え合い活動推進事業の推進

介護保険法改正に伴う、サービス提供主体の多様化と地域資源の充実に向けて「生活支援体制整備事業」を全市で展開します。

区社協の生活支援コーディネーターを中心に、地域の関係団体のネットワークによる課題や資源の情報共有、地域に不足するサービスの立ち上げを支援します。

また、区社協とあんしんすこやかセンターの地域支え合い推進員などとの連携を支援し、地域共生社会に向けて高齢者も支え手・受け手と分け隔てられることなく、それぞれが役割を持って支え合うことで自分らしく生活できる地域づくりに取り組みます。さらに、区社協との連携により、地域住民が互いに助け合い支え合えるよう、住民主体の活動グループの立ち上げや継続的な地域の居場所づくりを支援します。

(2) 生活支援活動・生活支援サービスの資源情報の把握と活用

高齢者を主な対象として、住民主体で行われている活動（訪問活動、家事援助活動、ふれあい喫茶等のつどいの場等）や、NPO、介護事業者による介護保険外の訪問サービス、通所サービスの実施状況を、区社協・あんしんすこやかセンターと連携しながら、全市的な把握を行い、新たな活動の立上げや担い手の育成など、地域資源の充実に向けた動きにつなげます。

3 民間社会福祉施設の振興

(1) 人材確保・定着のための支援

① 民間社会福祉施設職員退職手当共済事業の実施 [750,550千円]

神戸市内の民間社会福祉施設職員を対象とした退職手当共済事業を実施します。また、安定的な事業運営を図るため、運営委員会及び資産運用検討委員会を定期的に開催し、課題事項について継続的に検討します。

《加入状況》 371施設 8,960人(平成30年3月1日現在)

② 民間社会福祉事業職員福利厚生事業等の実施 [9,350千円]

民間社会福祉施設職員を対象に、国内研修費助成事業、国家資格合格祝金給付事業及び家庭用常備薬斡旋や火災保険・自動車保険等の集団扱い制度などの福利厚生事業に取り組みます。

また、施設職員に永年勤続記念品の贈呈を行うとともに、民間社会福祉施設職員激励会を開催します。

(2) 施設運営の支援 [2,187千円]

施設賠償責任保険料の掛金助成や、各種連盟・施設等の事業・行事の支援を行います。

(3) 施設研究協議会の開催支援 [150千円]

各施設連盟・協議会が開催する施設研究協議会等を支援します。

(4) 社会福祉法人の地域公益活動の支援【拡充】

全区に設立された「社会福祉法人連絡協議会」が地域の福祉ニーズに応じた地域公益活動を主体的に取り組めるよう支援し、全市レベルでの意見交換の場を開催します。

(5) 「市民福祉社会への協働憲章」の推進

豊かな福祉文化を育む市民福祉社会の実現をめざして、平成11年1月に本会と兵庫県社協、コープこうべの三者が調印した「市民福祉社会への協働憲章」に基づき、社協と生協が協働しながら先駆的な地域福祉活動について研究を行います。

(6) 新春福祉関係者のつどいの開催 [3,750千円]

市内の福祉施設や福祉団体の関係者が一堂に会し、交流と親睦を深めるとともに、福祉にかける決意を新たにす機会として開催します。

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア基金の活用 [1,600千円]

ボランティア基金を活用して、ボランティアグループに運営費の一部を助成し、ボランティア活動の育成・支援に役立てます。

(2) ボランティア活動の支援と情報提供

ボランティアグループのためのミーティングルームや音訳・点訳機器(パソコン・点字プリンター・視覚障がい者等情報システム「DAISY」)等の提供を行います。また福祉啓発の一環として市内の各団体等に対して福祉体験学習用機材の貸し

出しや、各種ボランティア関係情報の収集・提供を行います。

5 生活困窮者の自立を支援する取り組みの推進

(1) 生活困窮者自立支援制度との連携

社会的な孤立を背景とする生活困窮者の自立に向けた生活支援に取り組むうえで、区社協と、各区役所に設置されている「くらし支援窓口」の相談支援が効果的に行われるよう、関係機関や地域住民等とのネットワークによる支援体制を構築し、課題の把握や解決に向けて連携しながら取り組みます。

(2) 生活福祉資金貸付

[48,250千円]

低所得世帯や要援護世帯の福祉増進のため、兵庫県社協からの委託により、区社協と連携して、生活福祉資金貸付事業（福祉資金、教育支援資金、総合支援資金）を実施します。

また、神戸市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」との連携を図りながら、相談者に効果的、包括的な支援を提供します。さらに、生活福祉資金貸付事業が生活困窮者の生活を支援し、自立につながる有益な制度となるよう、実施主体である兵庫県社協等を通じて制度にかかる提言等を併せて行っていきます。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業の実施

[21,070千円]

経済的に厳しい状態にあるひとり親家庭の自立促進を支援することを目的として、貸付事業を実施します。

実施にあたっては、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」を受ける世帯を対象として、看護師などの資格を取得するための養成機関に入学する際の準備金（上限50万円）、取得した資格を活かして就職する際の準備金（上限20万円）を貸し付けます。

この貸付金は、資格を活かした5年間の就労により償還が免除される仕組みとして、神戸市の給付金制度とともに、市内のひとり親家庭の自立を支援していきます。

6 こうべ安心サポートセンター

[130,950千円]

判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、生活の中で受ける権利侵害や財産管理に関する不安や困りごとなどの相談、援助を行います。

(1) 権利擁護に関する相談

高齢者や知的障がい、精神障がい者などの権利侵害や財産管理に関する不安・困りごとなどについて、社会福祉士や精神保健福祉士などの相談員が相談に応じます。

(2) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が十分でないなどの理由で日常生活に支障のある認知症等高齢者や障がい者を対象に、福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理、重要書類の貸金庫での預かり、定期的な訪問による生活状況の変化の察知や見守りを行います。また、判断能力が低下した利用者については、成年後見制度への移行を進めます。

利用者数の継続的な増加に対応するため、業務システムを導入し、契約までにかかる期間の短縮と、効率的なサービス提供を実施していきます。

(3) 福祉施設向け財産管理監査サービス

入所者から財産を預かり管理している老人福祉施設等を対象に、財産管理に関する相談、公認会計士による監査サービスを提供し、施設が社会的信頼を確保できるようにします。

(4) こうべ安心サポート委員会

高齢者や障がい者など判断能力の十分でない方の権利擁護や支援を目的として設置した「こうべ安心サポート委員会」（弁護士・医師・学識経験者・福祉関係者等で構成）を運営します。また、「成年後見判定部会」、「権利擁護事業部会」、「市民後見部会」などの専門部会を運営します。

(5) 相談支援の充実【拡充】

地域共生社会の実現に向け、権利擁護が必要な方を、必要な支援へ結びつけるしくみづくりのために、区社協との連携を深めます。

7 神戸市成年後見支援センター

[44,554千円]

成年後見制度の利用を支援するため「神戸市成年後見支援センター」を運営します。

(1) 相談事業

成年後見制度全般について、社会福祉士などの相談員による相談の他、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による無料相談を行います。

また、権利擁護に関する相談や福祉サービス利用援助事業及び専門職団体などとのさらなる連携の強化を図ります。

(2) 普及啓発【拡充】

市民向けのセミナーやパンフレットの作成配布、講師派遣などのこれまでの取り組みに加え、区社協の地域福祉活動や相談機能を生かし、効果的に制度の周知を図り、成年後見制度利用促進計画に基づく権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを一層進めていきます。

(3) 市民後見人の養成と活動支援【拡充】

第三者後見人の新たな担い手として、判断能力が十分でない方の生活を市民が社会貢献という立場で支援する「市民後見人」を養成する研修を実施し、市民後見人候補者として成年後見支援センターに登録します。また、受任の際は家庭裁判所や専門職団体と連携し、適切な受任調整を行います。

後見活動開始後は、実務的な相談や助言などを行うとともに、市民後見人候補者を対象としたフォローアップ研修を実施し、後見活動に必要な諸制度などを学ぶ機会を提供します。

さらに、市民に身近な区役所での相談を実施するため、区社協と連携し、市民後見人候補者を相談員とする「成年後見制度の利用手続き相談室」を全区で開催し、広く市民からの初期相談に応じます。

また、市民後見人が後見業務で得た経験を、制度の普及啓発に生かすための取り組みを広げていきます。

(4) 法人後見事業（法定後見、任意後見、法定後見監督人）

判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護のため、法人後見事業（法定後見及び任意後見）を行います。特に継続的な支援が必要な場合や市民後見人への移行を前提とする場合は、必要に応じて後見人を受任することで切れ目ない支援を行います。

また、市民後見人が成年後見人等に選ばれる際には、後見活動の助言や指導を行うために、家庭裁判所から後見監督人の受任要請を受け、後見監督人に就任することで市民後見人の後見活動を支援します。

Ⅲ 福祉活動参加の意識づくり・人づくり

1 情報発信の充実

[4,699千円]

広報誌や機関紙の発行、ホームページやSNS等の様々な媒体による幅広い広報活動を展開し、市民をはじめ関係機関・団体への福祉情報の提供や活動のPRに努めます。

(1) ホームページの機能拡充・強化【拡充】

ホームページを本会の広報活動における中核的手段として位置づけ、ひろく市民が本会事業の最新情報を得られるよう新着情報の更新や内容の充実に努めます。また、より見やすく・使いやすいホームページを目指して機能拡充・改修を進めます。

(2) 広報誌「きずな・KOBÉ」の発行

「きずな・KOBÉ」のデザインの工夫を行い、「福祉」に対する理解・啓発を推進するための誌面づくりに努めます。また、より多くの市民の目に触れられるよう電子端末での閲覧対応や、ペーパーラックの活用など配布先・発信方法の検討を行います。

(3) 機関紙等を活用した情報発信

本会が実施する事業や運営施設の機関紙、行事・講座等の募集チラシ、パンフレット等を発行します。

① 機関紙の発行

- ・「福祉ライブラリーニュース」(年3回発行)
- ・「神戸市ファミリー・サポート・センター通信」(年2回発行)
- ・「神戸市障害者スポーツ振興センターだより」(年4回発行)
- ・「点字図書館だより」(点字版、デージー版、墨字版：各年6回発行)
- ・「児童館だより」(各児童館で毎月発行)
- ・「学童保育だより」(各児童館、学童保育コーナーで随時発行)
- ・「拠点児童館ニュース」(拠点児童館合同で年2回発行)
- ・各在宅福祉センターで発行する機関紙
- ・若年性認知症交流会広報紙「おひさまだより」(年3回発行) など

② 各種のリーフレット、パンフレット等の発行【拡充】

- ・「こべっこランド講座・イベント案内」(年6回発行)
- ・「こべっこランド 中学生プログラム案内」(年1回発行)
- ・「療育指導事業のご案内」改訂版(新規)
- ・療育指導事業小冊子「子育てシリーズ⑤」(新規)
- ・市民福祉大学、ボランティア情報センター、こうべ安心サポートセンター、神戸市成年後見支援センター、障害者スポーツ振興センター等が開催する講座や教室等案内
- ・各種事業パンフレット

(4) 広報の強化【拡充】

本会の認知度向上や市民への福祉の啓発を目的に、広報強化に取り組みます。本会各所属が創意工夫を凝らした積極的な情報発信ができるよう、職員に向けた意識醸成・資質向上に寄与する研修の実施をはじめ、情報発信に必要な環境整備に取り組みます。

2 福祉意識の醸成

(1) 福祉の心を育む「ふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動」の推進 [44,245千円]

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂：だれもが潜在能力を発揮でき役割を持ってつながり合う地域社会づくり）の理念に基づき、人と人とのふれあいの中で「思いやり」「譲り合い」「助け合い」の福祉の心を育み、身近なところから福祉の実践活動に結びつけることを目的とした神戸の市民運動「ふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動」を地域団体、教育機関、NPO団体、企業・労働組合などと連携しながら展開します。

また、「神戸市みんなの手話言語条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づき、障がい者への理解・啓発をより一層進めるとともに、既存事業（愛の輪ポスターの募集等）の充実を行い、市民の理解を促進するとともに、多様化する価値観に対応するため、効果的な啓発活動を進めながら、誰もが住みやすい福祉のまちづくりに貢献します。

① 障がいサポート事業の取り組み [再掲]

障がいへの正しい知識と理解を深める取り組みとして、「障がいサポーター養成講座」を愛の輪会員をはじめ、広く市民に対し、関係機関と連携して啓発に努めます。

② 啓発事業の実施

「愛の輪講演会」などの事業を実施するとともに、「温かい手」（福祉体験作文・愛の輪ポスター・障害者週間のポスター入選作品集）、愛の輪ポスター・障害者週間のポスター入選作品展、入選作品のカレンダー・ホームページへの掲載などを通して運動の啓発に努めます。

③ 地域での取り組み

愛の輪会員による地域での助け合い活動などの取り組みを支援します。また、区社協との連携による地域に対する啓発活動を行います。

④ 学校での取り組み

ソーシャルインクルージョンの理念に基づいた「ともに生きる社会」の実現に向けて、福祉活動の実践や、福祉施設での体験学習を通して、福祉の心を育てるとともに、小・中・高生を対象に福祉の心を表現したポスターや、障がいのある人に対する理解を広めるポスターの募集と表彰を行います。

⑤ 行事等へのボランティアの参加・協力の呼びかけ

「こうべ福祉・健康フェア」へのイベント参加など、愛の輪会員による福祉活動への参加・協力を支援します。

(2) 福祉意識の醸成に向けた取り組みの強化 [4, 850 千円]

「神戸市社会福祉大会」の開催

神戸市及び神戸市民生委員児童委員協議会との共催により「神戸市社会福祉大会」を開催し、社会福祉事業協力者、功労者の功績を顕彰します。

3 福祉学習の推進 [4, 528 千円千円]

(1) 福祉体験学習事業（ワークキャンプ事業）の実施

市内在学の中高校生が、福祉施設での体験学習を通して、人とのつながりや社会生活の大切さを経験し、「共に生き」「共に学び」「共に育つ」ことへの理解と行動力（福祉の心）を培い、地域福祉活動への参加を促進するとともに、福祉を担う人材育成につながるよう、教育委員会及び市内福祉施設との連携により中・高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）を実施します。また、福祉体験学習後に作文を募集し、表彰を行います。

《福祉体験学習参加者実績数》 平成 29 年度 1,660 人

(2) ワークキャンプ5日間コースの実施

ワークキャンプ充実のため、ワークキャンプ参加者で特に意識の高い生徒を対象に、より深く体験を学びに変える場として、ワークキャンプ活動施設で引き続き5日間活動をすることで、将来の福祉人材の育成を目指し、ステップアップした体験学習の実践を展開します。

《平成 29 年度 5 日間コース実績》

中学生 62 名 高校生 27 名 合計 89 名

(3) 福祉体験学習ふりかえりワークショップの実施

5 日間コースに参加した生徒が活動を振り返り、参加者同士で活動での気づきや思いなど意見を交換する場を設け、学んだことを互いに共有してより深い気づきと成長につなげることを目的に実施します。

《平成 29 年度実績》

中学生 27 名 高校生 3 名 合計 30 名

(4) 本会運営施設での福祉学習の推進

本会が運営する各在宅福祉センターや総合児童センター、児童館、点字図書館等を活用して、福祉体験学習の受け入れを行います。

《平成 29 年度実績》

ワークキャンプ 119 人（児童館・コーナー 103 人、在宅福祉センター 16 人）

トライやるウィーク 1,075 人（児童館・コーナー 1,058 人、在宅福祉センター 9 人）

総合児童センター 8 人

(5) 親子福祉体験事業の実施

① こべっこマルシェ（一緒に作って販売する福祉事業所製品）の実施【拡充】

総合児童センターにおいて、小学生が福祉事業所で働いている方々と共に、商品を作製し販売することで、身近にある障がい者福祉事業所の活動を知るとともに、福祉の啓発を図ります。また、販売場所を館内から館外へ拡充します。

② こべっこランドにおける福祉人材の育成

点字図書館、広報交流課と連携し、夏休みに車いす体験、手話を使った会話、点字ブロックや歩行杖などについて親子で福祉活動の体験や学習をすすめ、福祉人材の育成を行います。

③ 障がい者スポーツを親子で学ぶ【新規】

障害者スポーツ振興センターと連携し、夏休みに総合児童センターで募集した親子を対象に、スポーツを通じて障がい者について学ぶプログラムを実施します。

④ 点字図書館と児童館による福祉体験協働事業【新規】

子どもの福祉の心の醸成をめざし、福祉活動の担い手づくりの基礎を築くことを目的として、点字図書館と児童館が連携した事業を実施します。

点字図書館が児童館に出向き、小学生や親子を対象として、点字図書館の紹介・点字体験・目の不自由な方のお話を聞くなどのプログラムを通して視覚障がいへの理解が深まるよう努め、障がい者差別解消の啓発につなげます。

(6) 高校生介護等体験特別事業の実施

年間を通して実践的な実習や講習などを計画している市内の福祉科のある高校、または、社会福祉実習を実施している高校を指定校とし、介護体験を通して福祉への理解を一層深めるとともに、将来の福祉人材の育成を目的とした助成事業を実施します。

(7) 福祉教育講演会の実施

著名人による福祉教育講演会を実施し、併せて福祉体験作文、愛の輪ポスター、障害者週間のポスターの入選者の表彰式を行い、中高生の福祉施設での体験学習と、小中高生の福祉学習の取り組みを市民に広く啓発します。

4 新しいニーズに対応したボランティア活動の推進 [14,260千円千円]

制度改正やくらしの変化にともなう福祉課題の多様化・複雑化が進み、それらに併せて期待されるボランティア像も変化しています。福祉ニーズの変化に対応するため、新たなボランティアの育成やボランティアコーディネーターの資質向上に努めます。

(1) ボランティア情報システムの強化、拡充【拡充】

「ボランティア情報システム」の機能拡充を図り、各区ボランティアセンターにおける実績や情報の蓄積、業務効率化を進めます。

(2) 区社協ボランティアセンターとの連携強化

① 災害時におけるボランティア活動支援

災害時のボランティア活動に市民の関心が高まるなか、神戸が被災した場合に備え、市・区社協のボランティアセンターが協働して被災者支援活動を進められるよう、連携の強化と災害マニュアルの見直しなど具体的な取り組みを進めます。

② 多様な福祉ニーズへの対応

区社協配置の地域福祉推進業務を担う各ワーカーとの連携を強め、地域や個人が抱える多様な福祉ニーズへの対応力を高めることにより、区社協ボランティアセンター機能の充実を図ります。また、ボランティアセンターの認知度向上を図

り、“市民から頼られるセンター”となるよう業務実績の見せる化、広報活動の強化に取り組みます。

5 災害支援活動の充実

[1,840千円]

(1) 多発・激甚化する自然災害への支援体制の強化

多発・激甚化する自然災害に対して、現地の災害ボランティアセンターへの支援対応ができるよう、平時から関係機関と情報交換・事業連携することで、迅速な支援活動が出来るよう努めます。

また、今後予想される南海トラフ地震など神戸で自然災害が発生した場合に備え、被災者ニーズの把握方法の検討、ICT技術を活用したボランティア受け入れ態勢と情報発信の充実について、神戸市及び区社協との連携を強化します。

(2) 他地域の災害復興支援事業の実施

大学コンソーシアムひょうご神戸、ひょうごボランタリープラザとともに実施してきた学生ボランティアバス事業について、共催者間での協働・連携を深化させ、熊本地震の被災地域への継続的な支援活動に取り組みます。また、参加学生たちに23年前の災害や神戸の今の姿を伝え、地元地域での継続的な活動につながるよう機会を提供します。

(3) 災害ボランティア研修・災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施

市内外からのボランティアの受け入れを円滑に進め、被災者ニーズに的確に対応するための研修を行うと共に災害ボランティアセンター立上げ訓練を、広く関係機関・団体等と連携して実施します。

6 多様な福祉活動参加の促進

(1) 共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進

[867千円]

区社協や区共同募金委員会と連携し、各区が行う募金運動や配分について、兵庫県共同募金会との間で調整を行いながら、募金運動を推進し、地域福祉の推進及び民間の社会福祉事業の振興を図ります。

(2) 善意銀行の運営

[3,816千円]

市民・企業から預託された金銭や物品などを必要としている福祉団体・施設へ払出することにより、社会福祉の充実と推進を図ります。また、児童福祉施設に在籍中の児童が専修学校等へ進学する際の就学助成を行います。

7 ボランティアの育成・協働

本会の様々な事業を、ボランティアの協力を得ながら実施することで、ボランティア活動の推進に貢献します。また、市民福祉大学においてボランティア活動への参加機会の提供づくりとする講座を開催します。

(1) 総合児童センター

大学生や社会人が子どもの遊びをサポートするボランティア活動に取り組めるよう養成し、保護者や子ども達と活動できる場を提供します。大学生のボランティアが夏休みに地域の児童館に遊びを届ける仕組みを拡充します。夏休み等を中心に中高生が行

事をサポートするボランティア体験活動を通して、行事を企画し運営できるよう養成します。また、発達障がい支援者サポート事業の受講修了者に療育指導事業を支援するボランティア活動の場を提供します。

(2) 児童館

① 一般児童館

地域の方々が児童館で多様なボランティア活動に取り組めるよう活動の場を提供し、ボランティアと協働して幅広い児童館事業を行います。親子館事業の「すこやかクラブ」では、登録児童の弟妹等の託児を地域のボランティアの協力を得て行います。また、小中高生のボランティア精神を育むために、地域での美化活動、高齢者施設や児童館行事等のボランティア体験事業を実施します。

② 拠点児童館

拠点児童館の子育て講座でシッターを行う「子育てシニアサポーター」を育成し、地域の子育て力の向上を推進します。

(3) 点字図書館

点訳、音訳のボランティアを育成し、蔵書や定期刊行物の製作、プライベートサービスの依頼等に、ボランティアグループと協働して取り組みます。

(4) 障害者スポーツ振興センター

障がい者のスポーツ大会運営やスポーツ教室の協力者として登録ボランティア「障害者スポーツリーダー」を育成し、協働して事業を推進します。

(5) 長田在宅福祉センター

デイサービスセンターでは、利用者の話し相手や行事のお手伝いなどのボランティアを受け入れていきます。また、地域で高齢者を支えるため、介護予防や生活支援のボランティアの育成や、NPOとの連携も視野に入れ、ボランティアと協働します。

8 福祉人材育成のための研修事業の推進

(1) 市民福祉大学の運営

[97,586千円]

市民の福祉に関する理解と参加を促進するとともに、ボランティアから社会福祉事業従事者まで、幅広い福祉人材の育成と資質の向上のため市民福祉大学の運営を行います。

福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、施設従事者のキャリアアップと離職防止に向けた研修の新設、拡充のために引き続き研修体系の再編を図っていきます。カリキュラムの策定にあたっては、市民福祉大学内外の関係者からの幅広い意見を参考にしながら見直しを行い、カリキュラム検討委員会の検討を踏まえて、研修・講座内容の充実を図ります。

(2) 市民・ボランティア対象講座

広く市民を対象に、各種市民活動（ボランティア活動や地域での活動、コミュニティビジネス等）を支援する講座を開催します。市民の福祉への関心と参加の意欲を高めるとともに、各区のボランティアセンター等との連携を図り、地域の福祉課題解決の

ための人材育成支援に努めます。

(3) 地域活動者対象研修

民生委員・児童委員、給食会活動グループ、自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の地域活動者を対象に、各種研修を実施し、活動の活性化と担い手づくりを支援します。また、大規模な研修だけでなくグループワークの手法を取り入れ、それぞれの活動において課題を相互に共有するとともに、スキルアップを図ります。

(4) 社会福祉事業従事者対象研修【拡充】

福祉専門職として必要な面接相談、対人援助、その他専門的な研修を継続して実施し、知識や技術の向上を図ります。職務階層や業種ごとに自身が描くキャリアビジョンに近づき、成長を実感できる研修を体系的に実施して人材の確保、定着とキャリアアップを図ります。特に平成30年度は、新任職員、中堅職員を支え、リードする立場にある主任者、管理職を対象とした研修を再編、増設します。また、「法令遵守・職業倫理などに関する研修」を継続して開催します。さらに、受講管理システムを新たに導入し、受講者の求めに応じて受講証明を発行することによって、施設従事者のスキルアップや定着支援の促進を図ります。

(5) 福祉ライブラリーの運営【拡充】

[2,886千円]

社会福祉に関する様々な領域の図書・ビデオなどを取りそろえ、広く市民に情報提供を行う福祉ライブラリーの運営を行います。また、福祉人材の育成と定着につながる情報の発信にも努めます。特に社会福祉施設内研修に関する図書、ビデオを紹介するなどその支援に努めます。蔵書の検索をホームページからできるしくみをスタートさせ、利用者の利便性の向上を図ります。

《福祉ライブラリーの概要》

所在地：中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター2階

開室日・時間：月曜日～金曜日、午前10時～午後6時

9 当事者組織の支援

当事者同士の助け合い（セルフヘルプ）への支援を行うとともに、課題の掘りおこしや解決を目指し、下記の活動に取り組みます。

(1) 発達の気になる子どもと保護者への支援

総合児童センターで実施している極低出生体重児とその保護者のための子育て教室や、発達がゆっくりな子どもと保護者のための家族支援講座・学齢期・思春期講座などで、特有の苦悩や心の痛みを共感し合える仲間の活動を支援します。

(2) 若年性認知症の方やその家族への支援

介護保険など公的な制度だけでは生活ニーズの充足が困難な若年性認知症の方やその家族を支援するため、若年性認知症交流会「おひさま」の定期開催（月1回）や初期・若年性認知症特化型デイサービス利用者の家族を対象とした「おひさまカフェ」（週1回）を通じ、当事者や家族・支援者間のネットワークを構築します。

IV 専門性を活かした福祉サービス事業の展開

1 総合児童センター等の運営

(1) 総合児童センターの運営 [345,717千円]

児童の健全育成を図るため、神戸市の中核施設として①心身の健康増進を図り、社会的適応力を高め、情操を豊かにする「健全育成事業」、②発達障がいなど配慮が必要な子どもへの支援及び保護者に対しての指導助言を行う「療育指導事業」、③社会人や大学生・中高生ボランティアの育成や各種講座による「啓発事業」、④企業や近隣施設、大学、専門学校や児童福祉施設等との「連携事業」を展開します。

また、総合児童センターの移転（平成33年度予定）まで、安全で安心な施設運営を行うと共に、新施設への提案を行います。

《総合児童センターの概要》

所在地：神戸市中央区東川崎町1丁目3-1

開館時間：午前9時30分～午後5時（月曜は休館）

① 中学生プログラム

中学生がプログラムに参加することで将来の仕事を探すきっかけを作り、夢や希望を抱いて思春期を過ごすことのできるような取り組みを進めます。また、新しい企業とも連携し、多様な体験ができるように内容の充実を図ります。

② 高校生によるワークショップ

高校生が小中学生を指導するワークショップを実施することで自己実現の場、コミュニケーション能力を育む場となる取り組みを進めます。また、高校生のクラブ活動・部活動の成果を披露する場を提供します。

③ 平日親子プログラム

平日に来館する乳幼児親子を対象に、親子プログラムを実施し、参加者同士が気軽に交流し、親子がふれあう場を作ります。参加者の満足度の高いプログラムは、派遣事業として地域の児童館に繋げます。

④ 多様な事業主体との連携事業【拡充】

絵本・児童図書との出会い、音楽の感動体験、子どもの個性や感性が活きる造形活動、食品企業による料理教室など、子どもたちやその家族に多くの体験の機会を提供します。また、企業や大学・専門学校、近隣施設や商業施設等との連携事業に取り組むとともに、新たに兵庫県職業能力開発協会と連携します。

⑤ 子どもたちの自己肯定感を養うプログラムの実施【拡充】

とび箱、縄跳びやダンスが苦手な子どものための「できるようになる教室」や「ダンスが好きになる教室」等のプログラムを実施することで、子どもたちの自己肯定感を高める機会を提供します。

⑥ 療育5事業（発達クリニック）の実施

発達がゆっくりな子どもへの支援や子育て中の親を対象に講座を通してサポートします。

ア. 極低出生体重児とその親のための子育て教室

(対象) 1,500g未満で生まれた修正月齢3ヵ月から2歳6ヵ月の乳幼児と保護者

イ. 学齢期・思春期講座

(対象) おおむね4歳～中学生で社会適応や親子関係に課題を持つ児童の保護者

ウ. 親と子のふれあい講座

(対象) 赤ちゃん講座：6ヵ月の赤ちゃんと保護者

1歳半講座：1歳半の幼児と保護者

夜尿児講座：小学校低学年で夜尿のある子どもと保護者

家族支援事業：幼稚園・保育所・認定こども園に在籍の年中・年長で療育手帳の所持、または診断された子どもと保護者

エ. 乳幼児親子教室

(対象) 0～3歳の障がい児と保護者

(発達障がい児・知的障がい児・ダウン症児等)

オ. 感覚統合指導

(対象) 3～10歳の障がい児（発達障がい児・知的障がい児・ダウン症児等）

⑦ きらきらルーム（居場所づくり事業）

発達がゆっくりな子どもと保護者の支援を目的に、周囲に気兼ねすることなく遊び、講師を交えて保護者が情報交換できる場を提供します。

⑧ 研修事業・啓発講座の実施

保育現場の専門職を対象とした専門研修「障がい児保育ゼミ」や市民や療育や保育の専門職を対象とした「発達障がい支援者サポート事業」や啓発事業を実施します。

⑨ 学齢期児童を対象とした運動教室の実施

発達がゆっくりな小学生が体を動かして楽しめるプログラム「とんで！はずんで！たのしいスポーツ」、鉄棒や跳び箱、マット運動に取り組む「運動教室」を開催します。

⑩ 児童発達支援事業の運営

神戸大学・神戸市との協働により、発達障がい児の療育プログラムや家族支援プログラムを用いた「須磨地域発達支援教室」を開催します。

⑪ 発達障がいに関する実践研修の実施

「発達障がい児支援研修室」を開設し、発達障がい児への療育支援を強化するとともに、発達障がい児にかかわる児童館指導員の実践研修を実施することにより、職員の専門性向上に努めていきます。

(2) 地域における子育て支援の実施

[再掲] [108,246千円]

① 地域における児童の健全育成

平成19年度より、子育てコーディネーターを各区社協に配置しています。これまで子育てコーディネーターは、児童館の運営支援に尽力してきましたが、平成29年度より、子育てコーディネーターの児童館運営支援業務等を見直し、地域福祉・子育て支援・児童福祉の観点から、子どもの居場所づくりの支援を行っており、ネットワ

一カー等と横断的に連携しながら、「子どもの居場所づくり事業」を推進します。

(3) 子ども会活動の振興

[5,650千円]

① 子ども会活動の活性化支援

- ア. 各区子ども会連合会に対し各種助成や支援を行います。
- イ. リーダーの募集・養成や指導者・育成者の資質向上のための研修を行います。
- ウ. スポーツ活動（ドッジボール大会、キンボール大会）や歴史ウォーク・絵画コンクール等の文化活動的行事を実施し、神戸市子ども会連合会の活動を充実させます。
- エ. 子ども会に加入していなくても誰もが参加できるファミリーフェスティバルや親子里山体験事業等の、事業運営への協力や広報活動の強化等を支援し、新規子ども会の結成と加入促進を推進していきます。

② 指定都市子ども会連合会との交流促進

- ア. 指定都市子ども会連合会とその会員との交流促進、他団体との事業協力・連携強化について支援します。
- イ. 平成31年11月開催予定の第56回指定都市子ども会育成研究協議会神戸大会に向けて準備を進めます。

2 児童館の運営

[1,796,874千円]

(1) 児童館の運営

① 児童の健全育成

子どもに健全な遊びの場や機会を提供し、その健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的に子どもたちの支援・育成することに努めるとともに、下記の事業等を実施します。

ア. 子ども育成事業

a) 子どもの居場所づくり支援【拡充】

子どもが一人で孤独に過ごしたり、課題を抱えた家庭の保護者が地域で孤立することがないように、八雲児童館で子どもの居場所づくり支援を実施します。地域団体や中央区ボランティアセンター、学校厚生会人材バンクとの連携によりボランティアを募り、子どもの基本的な生活習慣の習得、学習支援や食に関する体験の機会の提供、保護者同士の交流などを図ります。

また、各区で「子どもの居場所づくり支援」として、子どもの孤食を防ぐことを目的とする「こどもおべんとうひろば」、宿題を中心とした「学習支援」、 「食に関する体験の機会の提供」を地域ニーズや状況に合わせて実施館を拡充します。

b) 中高生の活動拠点事業

フリースペースの提供・サークル活動等の支援・青少年向け事業の実施・世代間交流の推進等を柱に青少年への居場所の提供を、平成29年度に引き続きすすらんだい児童館で実施します。

イ. 体力増進事業

施設の延べ面積が 297 m²以上の「児童センター」で、遊びを通じて運動に親しみ、体力の増進を図ります。

ウ. いきいき体験事業

子どもたちが、異年齢児間あるいは大人・高齢者等と一緒にいる集団活動や合同行事を通じて、普段とは異なった多彩な遊びを体験するとともに社会性を養うため、以下の事業を実施します。

a) 合同行事

区内児童館が合同で、普段とは異なったダイナミックな遊びや、様々な体験を通じて参加者同士の交流を深めます。

b) ふれあい交流事業

国際交流・高齢者とのふれあい交流・自然とのふれあい交流の行事を実施します。

c) 福祉体験学習【新規】

子どもの福祉の心の醸成をめざし、福祉活動の担い手づくりの基礎を築くことを目的に、障がい者への理解を深める事業を点字図書館と連携して実施します。

エ. 点字図書館と児童館による福祉体験協働事業【新規・再掲】

子どもの福祉の心の醸成をめざし、福祉活動の担い手づくりの基礎を築くことを目的として、点字図書館と児童館が連携した事業を実施します。

点字図書館が児童館に出向き、小学生や親子を対象として、点字図書館の紹介・点字体験・目の不自由な方のお話を聞くなどのプログラムを通して視覚障がいへの理解が深まるよう努め、障がい者差別解消の啓発につなげます。

② 子育て支援事業

ア. 親子館事業

保育所や幼稚園に通っていない乳幼児とその保護者を対象に下記の事業を実施します。

a) すこやかクラブの実施【拡充】

親子遊びを通じて親子のきずなを深め、親育ちを促す活動の充実に努めます。また、登録児童の弟妹を対象として、保護者が安心して参加できるよう、月1回程度の託児を実施します。

また、新たに、全児童館において、妊婦、乳幼児の子育て世帯を対象に、防災減災の意識を高め、災害時に地域で支え合う関係づくりを構築するために、「すこやかクラブ」で避難訓練等の実施をします。

さらに、拠点児童館において、広く市民へサービスを拡大するため、「すこやかクラブ2期制」を実施します。

b) キッズクラブの実施

すこやかクラブに参加する保護者が、相互に子どもたちの世話をを行い、さらに交流を深める「キッズクラブ」を全館で実施します。

c) なかよしひろばの実施

放課後児童クラブを実施していない児童館については、学校の長期休業中も開設することで、地域における子育て中の親子の居場所の提供に努めます。

イ. 放課後児童クラブ（学童保育）

「神戸市の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」を基本とした運営を行います。

児童館または学童保育コーナー（以下、「コーナー」と表記）において、子どもが安心して過ごせる生活の場を提供し、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びが可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立により、子どもの健全な育成を図っていきます。

学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行い、仕事と子育ての両立など、家庭の子育てを支援します。また、児童館やコーナーにおける児童の安全対策に努めます。

a) 特別な配慮を必要とする児童を受け入れている児童館・コーナーへの支援

発達障がい児等の配慮が必要な子どもに、より良い支援が出来るよう「発達障害児療育センターしらゆり」と総合児童センターのスタッフが、巡回指導を行います。配慮が必要な子どもへの関わり方についての指導やケースカンファレンスを行い、職員の資質向上に努めます。

b) 高学年受け入れの実施【拡充】

当会受託館については、平成 29 年度は、高学年受け入れを 74 施設（4 年生まで 22 施設、5 年生まで 14 施設、6 年生まで 38 施設）で実施しています。

平成 31 年度までに学童保育を必要とする全ての高学年児童を受け入れることが出来るよう、神戸市による実施場所の確保等と連携しながら受け入れ体制の整った放課後児童クラブから受け入れを進めていきます。

c) 学童保育リーダーの配置【拡充】

学童保育児童数が一定以上の児童館・コーナーには、学童保育リーダーの配置を進めていきます。

d) 放課後子ども総合プラン

すべての児童にとって安全・安心な放課後の居場所づくりを目的に、学校、地域との連携をすすめ、学童保育の過密解消等を図ります。

また、コーナー主任指導員による、「放課後児童クラブ」と「のびのびひろば」の交流を更に推進していきます。

ウ. 児童館子育て相談事業

保護者等からの相談に児童館職員が応える「子育て相談事業」の充実を図ります。また、各区こども家庭支援課やこども家庭センター等関係機関との連携のもと、児童虐待の防止・早期発見に努めます。

(2) 拠点児童館の運営

神戸市では、平成 23 年度より地域における子育て支援及び児童の健全育成の強化充実を図るため、「拠点児童館」を設置しています。

拠点児童館では、児童館の基本的事業に加え、総合児童センターと連携した子育て

て専門講座や指導者向け講座を実施するとともに、区社協と連携し、子育ての地域課題解決に向けて取り組みます。また、子育てシニアサポーターを養成し、地域の子育て力の向上を図ります。

①「拠点児童館における発達がゆっくりな子どもの居場所づくり」の実施【拡充】

発達がゆっくりな子どもと保護者が安心して過ごせる場の提供や、保護者同士の交流を図ることを目的にして「拠点児童館における発達がゆっくりな子どもの居場所（J-cafe（ジェイカフェ））」を実施します。

専門家を1学期に1回各館に派遣し、保護者の相談に応じるなどにより、更にJ-cafe（ジェイカフェ）の充実を図ります。

②「J-Lunch（ジェイランチ）」の実施【拡充】

保護者・地域・学生・区社協等と連携し、地域の大人とのふれあい・団欒の場等を目的とし、子どもが安心できる居場所づくりの多様な取り組みを、全拠点児童館7館で実施します。

③ 子育て専門講座

ア. 赤ちゃんとのふれあい講座

赤ちゃんと保護者を対象に、育児の不安や負担感を軽減し、子育てを積極的に楽しめるように支援します。

イ. 探してみよう！親と子の新しいコミュニケーション

おおむね4歳から小学生の子どもの保護者を対象に、子どもの特性や子育ての課題・問題について親が学びながら、親子の良好なコミュニケーションを図るよう支援します。

ウ. おねしょを通じた子育て講座

おねしょについて学んだり、おねしょと上手く付き合いながら子育てができるように、子どもへの援助的支援を学びます。

④ 指導者向け講座

ア. 保育現場で活かす感覚運動あそび

運動あそびを通じて子どもの成長をサポートするための専門講座を総合児童センターと連携して実施します。

イ. 保育現場で活かすインリアル・アプローチ

発達がゆっくりな子どもへの言語指導等について、児童館職員や保育士等を対象に実技講習を行います。

⑤ 区の特性に基づく事業

各区の特性やニーズに基づき、育児の相談室等、各館が工夫して個別の事業を実施します。

⑥ 子育て支援ネットワークづくり

ア. 子育てシニアサポーターの養成と活動

[再掲]

「子育てシニアサポーター」を養成し、各拠点児童館の子育て専門講座でシッティングや各区役所・支所・出張所で開催している母子保健事業で子育てサポートを行います。

イ. ファミリー・サポート・センターとの連携

シニアサポーター養成講座修了者にファミリー・サポート・センターの協会員養成講習会の案内をしています。

また、シニアサポーター養成講座修了者は、ファミリー・サポート・センターの協会員養成講習会において受講科目を免除するなど、市民にとってボランティアをしやすい工夫をしていきます。

(3) 地域連携の推進

夏祭りなどの季節行事や避難訓練等を地域と協働で実施したり、区社協主催のイベントや共同募金活動に協力するなど、関係機関・地域団体等との連携を図るとともに、地域連携の中核的施設の役割を果たします。

区社協と協力しながら「子育てコミュニティ育成事業」を積極的に支援します。

(4) 「登録センター」（放課後児童支援員・ひろば指導員登録制度）の運営

放課後児童支援員・のびのびひろば指導員（他法人を含む）の求職者の登録受付を行い、児童館・コーナー・のびのびひろばに対して、登録者の情報を提供します。

また、各区社会福祉協議会を通じて、登録者の新着情報を提供し「登録センター」の拡充に努めます。

(5) 「児童館臨時指導員登録制度」の設立【新規】

臨時指導員の確保を目的に、「児童館臨時指導員登録制度」として資格を持っている方、資格取得見込みの方で、臨時指導員として働きたい方の登録受付を行います。また、大学等に広報し、この制度の周知を図っていきます。

3 ファミリー・サポート・センターの運営 [19,182千円]

就労と育児を両立し、安心して働ける環境づくりを推進するとともに、子育て支援の多様なニーズに対応するため、子育ての応援をしてほしい人（「依頼会員」）と子育ての応援をしたい人（「協力会員」）との会員組織による地域レベルでの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(1) 協力会員の増加に向けた取り組み

「依頼会員」が増加することに伴い、多様なニーズに応えられるように、「協力会員」の増加を目指します。

① 地域の身近な場所出張養成講座

東灘区役所、西区役所など地域の身近な場所出張講習会を開催します。

② 託児付き講習会の充実【拡充】

若い世代の協力会員を増やすため、託児付き養成講習会の数を増やして実施し、「両方会員」の増加に努めます。

③ 効果的な広報活動【拡充】

神戸市の広報課と連携し、効果的な広報に努めるとともに、コープこうべなどの各団体の集会室等を活用して、ファミリー・サポート・センター説明会を実施し、養成講習会への参加につなげます。

《会員数》（平成30年3月1日現在）

4,435人（依頼会員2,716人 協力会員1,336人、両方会員383人）

4 児童就学・育成支援 [18,780千円]

児童福祉基金や善意銀行預託金を活用し、児童養護施設、母子生活支援施設の入所児童等への高校修学助成や大学・専門学校等入学時の一時金給付、就学困難な私立高校生を支援する「ひまわり奨学金」（神戸新聞厚生事業団主催）への資金援助を行い、児童の自立を支援します。また、地域の様々な民間社会福祉団体が実施する児童の健全育成や子育て支援、虐待や引きこもり等への多様な取り組みに対して、児童福祉基金を活用し、支援していきます。

三菱電機 SOCIO-ROOTS（ソシオールーツ）基金よりいただいた寄付金を活用し、障がい児・者の社会参加や自己実現を支援する助成事業を実施します。

5 次世代育成・障害者社会参加支援事業助成 [再掲] [4,600千円]

次代を担う子どもたちの社会体験の機会づくりや、障がい者の社会参加を目的として本会会員施設・団体が利用するバスを借り上げる際の費用の一部を助成します。

6 在宅福祉サービスの提供

(1) 在宅福祉センターの運営 [336,700千円]

① デイサービスの実施

在宅で長く暮らし続けられるよう、北・長田・須磨在宅福祉センターで「（介護予防）通所介護」及び「（介護予防）認知症対応型通所介護」等を実施します。

② ケアプランの作成

北・長田・須磨在宅福祉センターで「居宅介護支援事業所（えがおの窓口）」を運営し、要介護者に対する介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行い、要介護者のニーズに沿った支援計画を策定し、在宅生活を支援します。

③ 初期・若年性認知症特化型デイサービスの実施

須磨在宅福祉センターで「初期・若年性認知症特化型デイサービス」を実施し、既存の介護サービスに馴染みにくいと言われる若年性認知症の方に適したプログラムを提供します。また、他のデイサービス事業所からの実習を受け入れるなど、若年性認知症支援のノウハウが各地域に広がるよう取り組みます。

7 高齢者総合相談窓口等の運営 [186,229千円]

(1) 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の運営（4センター）

神戸市から「地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）」（鈴蘭台・真野真陽・たかとり・平野西神）の運営を受託し、総合相談・支援事業、要介護認定の申請代行、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント支援、地域支え合い活動等の事業を行います。

さらに、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築するた

め、地域ケア会議等を通じ、各関係機関の連携強化に取り組みます。また、見守りをはじめとした生活支援、地域での介護予防の取り組み、認知症の方を地域で支え合う活動等コミュニティづくりの支援を推進します。

また、鈴蘭台・真野真陽・たかとの圏域では、高齢化率の高い公営住宅などの空き住戸等を活用した「あんしんすこやかルーム」で高齢者の見守りを行います。

8 認知症の人と家族等への支援

(1) こうべ認知症生活相談センターの運営 [12,610千円]

① 相談事業等の実施

認知症の方がますます増加する今日、本人や家族に対する医療と介護サービスに加え日常生活の適切な支援が必要とされています。「こうべ認知症生活相談センター事業」を神戸市から受託し、市民やあんしんすこやかセンター・介護支援専門員からの相談事業および、当事者支援に取り組みます。

② 関係機関との連携

医療機関との連携、臨床心理士等の嘱託相談員による専門相談を実施するとともに、認知症疾患医療センター（神戸大学医学部附属病院、六甲アイランド甲南病院、神戸百年記念病院、新生病院、県立ひょうごこころの医療センター）をはじめとする関係機関との連携を図り、認知症の方とその家族への支援を充実します。

③ 神戸市高齢者安心登録事業の実施

高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、認知症などで行方不明の心配がある高齢者の情報を事前に登録し、関係機関および市内警察署であらかじめ共有する「神戸市高齢者安心登録事業」を神戸市から受託し、利用者が行方不明となった場合は、地域の協力者に対し電子メールで検索を呼びかけ、行方不明者の早期発見・早期保護を目指します。

④ こうべオレンジカフェ（認知症カフェ）登録事業の実施

市内の認知症カフェの設置をさらに推進するため、市民への広報を行う「こうべオレンジカフェ登録事業」を神戸市から受託します。登録したこうべオレンジカフェ運営主体に対し行政施策等の情報提供を行い、認知症カフェの周知を促進し、認知症の人にやさしいまちづくりの推進に取り組みます。

(2) 認知症介護実践者研修等【拡充】 [13,287千円]

厚生労働省の定める「認知症介護実践者養成事業」のうちキャリアアップの仕組みとして「認知症介護基礎研修」「実践者研修」「実践リーダー研修」を実施します。また事業所開設等に必要となる「認知症介護サービス事業開設者研修」「認知症対応型サービス事業管理者研修」「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を神戸市から受託実施し、市内介護保険事業所における認知症ケアの質の向上を図ります。

また、神戸市認知症研修として「認知症サポーター養成講座（Aコース）」の開催に関する相談や講師調整、講師養成を行います。また、Aコースの講師役である

キャラバン・メイトに対する情報提供や連絡会を開催し、研修内容の充実を図ります。さらに、Aコースの上乗せ研修として「認知症サポーターステップアップ講座(Bコース)」の開催及び地域で活動する人材のフォローアップ研修を新たに開催し、研修修了者が認知症カフェのボランティア等の地域活動につながるよう区社協と連携しながら支援します。

(3) 若年性認知症の方やその家族への支援 [一部再掲] [1, 148 千円]

介護保険など公的な制度だけでは生活ニーズの充足が困難な若年性認知症の方やその家族を支援するため、若年性認知症交流会「おひさま」の定期開催(月1回)、や初期・若年性認知症特化型デイサービス利用者の家族を対象とした「おひさまカフェ」(週1回)を通じ、当事者や家族・支援者間のネットワークを構築します。

また、区社協や市内事業所と連携し、初期や若年性認知症の方の活動の場づくりを支援するとともに市内事業所職員を対象に、若年性認知症デイケア・デイサービス研修を実施し、市内各所での支援の広がりを図ります。

9 介護保険制度の円滑な運営の支援

(1) 神戸市介護保険施設入所相談センターの運営 [3, 757 千円]

ケアマネジャーの支援と、高齢者や家族の施設入所に関する不安の軽減を目的とした「介護保険施設入所相談センター」を受託運営します。

センターは、神戸市老人福祉施設連盟、神戸介護老人保健施設協会及び神戸市民間病院協会の協力のもと、介護者の入院など緊急に施設入所を必要とするケースの入所調整を行います。

(2) 神戸市介護サービス協会の運営 [6, 800 千円]

介護保険サービス提供に関わる事業者・団体間の連携を図り、介護保険に関する情報の共有化、各分野に共通する課題検討やサービスの質の向上を通して、市民ニーズに応えられる良質で安定的なサービスを提供することを目的に設立された「神戸市介護サービス協会」の事務局を受託運営します。

介護職員の資質向上、介護職の地位向上、職員の意欲向上を目指し、「神戸市高齢者介護士認定制度」(認定者：神戸市)の講習会及び認定試験を実施します。

10 障がい者の自立と社会参加の促進

(1) 障がい者の自立と社会参加の促進 [一部再掲] [17, 543 千円]

障害者福祉基金を活用し、障がい者福祉施設・団体が行う障がい児・者の社会参加や地域交流、芸術や音楽といった文化的な活動、障がい者スポーツの振興等を目的とした事業や、知的障がい児・者を対象とした機能訓練、授産事業振興を目的とした事業を支援します。また、三菱電機 SOCIO-ROOTS(ソシオールーツ)基金よりいただいた寄付金を活用し、障がい児・者の社会参加や自己実現を支援する助成事業を実施します。

(2) 障がい者の就労・自立支援 [4, 200 千円]

①「神戸ふれあい工房」の運営

障がい者施設・事業所の手づくり商品の展示や販売促進を行うショップを通して障がい者の自立と社会参加を図ることを目的として「神戸ふれあい工房」を運営します。ふれあい工房の販路拡大に向け出張販売の強化に取り組むとともに、神戸市と連携して商品力の向上をはかり、店舗と商品の積極的な広報に取り組みます。

《神戸ふれあい工房の所在地》 神戸市役所 2号館 1階

(3) 障がい者を地域で支える取り組み【新規】

① 障がい者支援事業実施に向けた取り組み

神戸市による在宅福祉センターの障がい者支援事業への順次転用の方向性を受け、本会では、これまでの実績をもとに障がいニーズに対応した障がい者支援事業を実施します。高齢者と障がい者の一体的な相談支援やサービス提供など、障がいのある方の在宅生活を地域で支えていくための新たな拠点づくりに向けた取り組みを進めます。

西在宅福祉センターを転用して「障害者地域生活支援センター」「生活介護」「短期入所」の3事業を開始する予定です。併せて介護保険事業である「認知症対応型通所介護事業」、「地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）事業」、「居宅介護支援事業」を実施し、障がい・高齢部門の連携を図ります。

1.1 障がい者のスポーツと文化の振興

[89,700千円]

スポーツや芸術、音楽などの振興事業などを通じて、障がい児・者の健やかな暮らしの支援と社会参加を推進します。

また、機関紙やホームページだけではなく、様々な情報発信で市民に広く周知し、スポーツ大会、コンサート、芸術作品展の開催などにより、交流と障がいへの理解を広げていきます。

(1) 障がい者のスポーツの振興

① 障がい者のスポーツの啓発と啓蒙

神戸市障害者スポーツ大会及び各種障がい者のスポーツ大会開催と選手育成を行います。また、市内の障がい者のスポーツ大会への助成を行います。従来の機関紙やホームページだけではなく、SNSやダイレクトメールを活用した情報発信の充実、インターネット申し込みの拡充などにより、障がい者スポーツの一層の振興を図ります。

② 障がい者スポーツ教室開催

就学前の子どもから高齢の方々にアプローチした卓球、水泳、テニス、シッティングバレーボール、脳血管障害者体操、リズム体操等の教室を開催します。また、冬季スポーツとしてスケート教室を開催します。

③ 地域展開事業「とんで！ はずんで！ たのしいスポーツ」の開催

障がい者が、地域で身近にスポーツを楽しめるよう、地域に出向いて軽運動プログラムを提供します。

④ 出前教室「聞いて！ 見て！ やってみて！」の開催

市内の小中学校を対象に、スポーツを通じて障がい(者)への理解を深める授業

や催しに、センター指導員やセンター登録団体のアスリート、パラリンピック出場選手などを講師として派遣し、講演や障がい者のスポーツを体験する機会を提供します。

⑤ 障がい者スポーツ体験研修会の開催

地域の中で障がい者が気軽にスポーツに親しみ、活動できることを目指して、スポーツ振興の担い手となる登録ボランティア「障がい者スポーツリーダー」やスポーツ推進委員等を対象に、障がい者スポーツへの理解を深めるための、実技研修や体験会などを実施します。

⑥ 障がい者スポーツリーダー養成・派遣

障がい者スポーツリーダーを養成し、各種大会や教室に派遣するなど、スポーツを通して、理解を深め支援の輪を広げます。

⑦ 障がい者スポーツ選手発掘事業の実施

2020年東京パラリンピックに向けて障がい者スポーツの体験会を実施し、障がい者へのスポーツの参加の機会を提供し、有望な選手の発掘につなげます。

⑧ パラリンピック出場支援

神戸市教育委員会国際スポーツ室や競技団体と連携し、パラリンピック強化指定選手の育成と東京大会への出場を支援します。

(2) 障がい者の文化の振興

① 障がい者芸術フェスタ[HUG+ (ハグ・プラス) 展]の開催

芸術を通じた障がい者の社会参加の促進のため、作品発表の場を提供する公募美術展を開催し、障がい者芸術の振興をはかります。

② 障がい者音楽フェアの実施

障がい児・者やその家族が気軽に質の高い音楽を鑑賞できる場として、「ジョイフルコンサート」を開催します。

[開催日：12月23日(神戸新聞松方ホール)]

1.2 障がい者への情報提供の推進

[53,642千円]

(1) 点字図書館の運営

① 情報提供・情報支援事業の実施

視覚障がい者及び視覚、文字による表現の認識に障がいのある方への情報提供施設として、読書支援や情報入手環境の向上に努めます。

ア. 点字・録音図書等の製作・貸出・閲覧

イ. 利用者からの点訳・音訳依頼、読み書きサービス、対面朗読等のプライベートサービス

ウ. 中途失明者向け点字講習会

エ. 点字・録音版「広報紙KOBÉ」の発行

オ. 録音図書再生機の貸出

カ. 点訳及び音訳ボランティアの育成

キ. 利用者への機器相談・講習会等の開催

ク. 情報提供ネットワークシステム「サピエ（サピエ図書館）」の活用による
全国の点字図書館等との相互貸借
ケ. 「防災メルマガ」の発行

② 関係機関、支援団体等と協働事業の開催

視覚障がいについて市民などに広く啓発し、理解を促進することを目的に、活動視覚障害リハビリテーション協会が中心となって開催される「視覚障害者リハビリテーション研究発表大会 in 神戸」に神戸市や関係団体と連携して参画します。

③ 福祉体験事業の実施【拡充】

[一部再掲]

子どもの福祉の心の醸成をめざし、福祉活動の担い手づくりの基礎を築くことを目的として、夏休みに親子を対象とした福祉体験事業を総合児童センターや児童館に出向いて実施します。

また、トライやる・ウィークや視覚障がいの生徒の職場体験実習の受入れ、市民向け講座や点字体験学習等の出前授業を実施します。さらに、地域における福祉啓発活動として、点訳ボランティアとともに地域に出向き、点字教室での指導や福祉イベントでの点字体験コーナーの運営等を通じて、点字だけでなく、視覚障がい者への理解が深まるよう努め、障害者差別解消の啓発につなげます。

《点字図書館の概要》

所在地：中央区橘通3丁目4-1 神戸市立総合福祉センター 2階

開館時間：午前9時～午後5時（土・日曜・祝日は休館）

1.3 地域福祉施設の管理運営

[252,161千円]

各種社会福祉団体の事務所や施設、研修室や貸会議室などがあり、市民の福祉活動の拠点となっている総合福祉センター及びこうべ市民福祉交流センターの管理運営を行います。

(1) 総合福祉センターの運営

所在地：中央区橘通3丁目4-1

開館時間：午前9時～午後9時（土、日、祝日は午後5時まで）

(2) こうべ市民福祉交流センターの運営

所在地：中央区磯上通3丁目1-32

開館時間：午前9時～午後9時（日、祝日は午後5時まで）

V 事業を的確に推進していくための取り組み

1 政策提案に向けた取り組み

各事業の検証・評価を行うとともに、過程や課題の組織的な情報共有や検討を行い、今後の事業展開に活かします。

また、区社会福祉協議会との連携をすすめ、各地域の多様な事業・活動の分析・検証などを行い、行政と情報を共有するとともに、政策提案に結びつけます。

2 職員の育成～「人材育成ビジョン2020」に基づく人材育成の展開

平成27、28年度に策定した「神戸市社会福祉協議会人材育成ビジョン2020」に基づき、職員の資質向上、政策立案能力の向上に取り組みます。

3 自主財源や寄附財源の活用

新たな事業や活動を行うための体制や財源を確保するため、NPOや企業、関係機関・団体との連携や協賛等や協働による事業実施や事業助成等の活用を進めます。また、本会ホームページや広報誌を活用し、寄付に関する情報を積極的に発信し、広く市民からの寄附を募ります。さらに、寄附浄財を、必要とされる社会福祉事業の財源として活用し、神戸の社会福祉の向上に努めます。

4 理事会・評議員会、部会、委員会の充実

理事会・評議員会において法人運営、実施事業に対する審議や事業全体の検証・評価などを行うとともに、分野別・課題別に設置している部会・委員会において、十分に議論が尽くせるよう会議の活性化を図ります。

また、新たな課題や取り組みに対しては、必要に応じて委員会や検討会等を設置し、検討を進めます。さらに、コンプライアンスを徹底することに努め、ガバナンスの推進を図ります。

神戸市社会福祉協議会事務局 (こうべ市民福祉交流センター内)	部署	電話番号	FAX番号
	代表(総務部総務課)	271-5314	271-5366
	こうべ認知症生活相談センター(相談受付)	271-5081	271-5366
	神戸市介護保険施設入所相談センター(相談受付)	271-5523	271-1172
	こうべ安心サポートセンター(相談受付)	271-3740	271-2250
	成年後見支援センター(相談受付)	271-5321	271-2250
	障害者スポーツ振興センター	271-5330	271-5367
	ボランティア情報センター	271-5306	271-5366
	ふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動推進委員会事務局 市民福祉大学	271-5306 271-5300	271-5366 271-5365

施設名称等	所在地	電話番号	FAX番号
こうべ市民福祉交流センター	中央区磯上通3丁目1-32	271-5310	271-5366
総合福祉センター	中央区橋通3丁目4-1	351-1464	382-0690
点字図書館	中央区橋通3丁目4-1(神戸市立総合福祉センター内)	362-2488	362-2466
神戸ふれあい工房	中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所2号館1階)	334-2011	334-2012
北在宅福祉センター	北区鈴蘭台西町1丁目26-2	592-1294	592-5170
長田在宅福祉センター	長田区腕塚町2丁目1-28	611-2015	611-2016
須磨在宅福祉センター	須磨区大田町7丁目3-15	736-1294	736-2294
西在宅福祉センター	西区春日台5丁目174-10	961-1294	961-2140
神戸市総合児童センター	中央区東川崎町1丁目3-1	382-1300	351-0684
神戸市ファミリー・サポート・センター	中央区東川崎町1丁目3-1	335-6100	335-6101

【児童館及び学童保育コーナー】

児童館・コーナー・のびのびひろば名称	所在地	電話番号	FAX番号	
東灘区	北青木児童館	北青木4丁目6-31	452-9278	452-9278
	本山南コーナー	本山南町1丁目1-1	413-5373	413-5373
	福池コーナー	本山南町4丁目4-28	412-5112	412-5112
	魚崎児童館【拠点児童館】	魚崎中町4丁目3-16	453-2662	453-2662
	魚崎コーナー	魚崎南町3丁目17-10 先山ビル2階	451-4600	451-4600
	田中児童館	田中町4丁目11-24	452-3182	452-3182
	浜御影児童館	御影本町6丁目5-8	811-4014	811-4014
	住之江児童館	住吉宮町1丁目2-15	851-2769	851-2769
	向洋児童館	向洋町中6丁目3-2	857-7421	857-7421
	六甲アイランドコーナー	向洋町中3丁目1-6	857-4334	857-4334
	向洋コーナー	向洋町中6	856-4700	856-4700
本山東児童館	森南町2丁目8-25	431-2244	431-2244	
灘区	八幡児童館	八幡町2丁目4-22	821-0385	821-0385
	灘児童館	新在家南町5丁目13-15	881-5030	881-5030
	西灘コーナー	船寺通3丁目4-1	861-8300	861-8300
	西灘コーナー分室	都通3丁目2-3 灘南部自治会館ビル3階	861-5559	861-5559
	原田児童館【拠点児童館】	王子町2丁目3-1	801-5205	801-5205
	稗田コーナー	岸地通4丁目2-1	802-3210	802-3210
	稗田コーナー分室	大内通5丁目1-8 ポレール灘1階	802-8090	802-8090
	河原児童館	上河原通4丁目1-1	882-3886	882-3886
灘小学校のびのびひろば	灘コーナー	千旦通1丁目5-1	871-0603	871-0603
	灘小学校のびのびひろば	千旦通1丁目5-1	070-1274-2893	-
中央区	生田川児童館	真砂通2丁目1-1	251-6635	251-6635
	八雲児童館	八雲通1丁目1-7	251-1653	251-1653
	清風児童館	楠町8丁目10-3	371-2818	371-2818
	山の手コーナー	中山手通7丁目31-1	371-7953	371-7953
	神戸諏訪山児童館	北長狭通4丁目9-5	332-5987	332-5987
兵庫区	湊川児童館	東山町4丁目20-1	521-9115	521-9115
	中道児童館	中道通4丁目2-9	577-4599	577-4599
	下沢コーナー	下沢通1丁目4-18 シンユー会館2階	578-0027	578-0027
	御崎児童館	御崎町1丁目3-2	651-5903	651-5903
	和田岬コーナー	和田宮通6丁目1-18	671-2475	671-2475
	和田岬小学校のびのびひろば	和田宮通6丁目1-18	080-9779-2001	-
	兵庫児童館	駅前通4丁目3-6	576-4072	576-4072
兵庫大開コーナー	永沢町4丁目3-18	577-6392	577-6392	

	児童館・コーナー・のびのびひろば名称	所在地	電話番号	FAX番号
北区	桜の宮児童館	甲栄台2丁目4-1	593-2289	593-2289
	甲緑コーナー	緑町7丁目12-10	581-3041	581-3041
	すずらんだい児童館	鈴蘭台西町1丁目22-1	592-0353	592-0353
	小部コーナー	鈴蘭台北町3丁目8-1	591-3154	591-3154
	小部コーナーすずかぜ分室	鈴蘭台北町3丁目26-1	未定	未定
	鈴蘭台コーナー	鈴蘭台南町2丁目14-24	592-8550	592-8550
	鈴蘭台小学校のびのびひろば	鈴蘭台南町2丁目14-24	080-4602-6882	—
	ひよどり台児童館	ひよどり台2丁目1-1	741-9880	741-9880
	からと児童館	唐櫃台2丁目38-1	981-5402	981-5402
	広陵児童館	筑紫が丘2丁目22-11	583-0252	583-0252
	筑紫が丘コーナー	筑紫が丘3丁目4-1	583-3700	583-3700
	筑紫が丘小学校のびのびひろば	筑紫が丘3丁目4-1	080-4602-6908	—
	道場児童館	道場町日下部663-3	951-4020	951-4020
	大沢児童館	大沢町中大沢984	954-0307	954-0307
	八多児童館	八多町附物字下殿関393-1	982-3569	982-3569
	長尾児童館	長尾町宅原130	986-1639	986-1639
	長尾コーナー	上津台3丁目13-1	986-2874	986-2874
北五葉児童館	北五葉1丁目7-24	595-1119	595-1119	
有野児童館【拠点児童館】	有野中町2丁目20-19	987-2010	987-2010	
長田区	真野児童館	東尻池町6丁目3-19	681-6391	681-6391
	志里池児童館	苅藻通1丁目4-7	671-3791	671-3791
	長田児童館	四番町4丁目54	576-9732	576-9732
	御蔵コーナー	一番町4丁目1	511-0705	511-0705
	長楽児童館	海運町7丁目1-23	734-1810	734-1810
	片山児童館	片山町3丁目2-11	631-8366	631-8366
	池田児童館	池田広町41-10	691-7019	691-7019
	細田児童館【拠点児童館】	細田町7丁目1-30	612-3797	612-3797
	蓮池コーナー	大谷町1丁目1-10	643-5284	643-5284
	板宿児童館	板宿町1丁目4-9	731-2230	731-2230
須磨区	たかとり児童館	行平町2丁目2-17	735-6230	735-6230
	大黒児童館	大黒町2丁目2-12	733-3451	733-3451
	だいちコーナー	大池町5丁目17-1 シティタワーグラン須磨鷹取1階	732-6533	732-6533
	妙法寺児童館	妙法寺字毘沙門山1	743-4409	743-4409
	高倉台児童館	高倉台1丁目2-1	733-6844	733-6844
	落合児童館【拠点児童館】	中落合1丁目1-25	791-7644	791-7644
	南落合コーナー	南落合3丁目11-1	792-0886	792-0886
	東落合コーナー	東落合2丁目18-1	791-2301	791-2301
	横尾児童館	横尾1丁目11-2	742-0990	742-0990
	横尾コーナー	横尾5丁目3	743-0037	743-0037
	横尾小学校のびのびひろば	横尾5丁目3	080-4803-5401	—
	東須磨児童館	若木町3丁目5-9	733-6280	733-6280
	若草児童館	若草町3丁目14-9	741-0688	741-0688
垂水区	愛垂児童館	瑞ヶ丘6-17	707-4527	707-4527
	高丸コーナー	大町2丁目6-9	708-9543	708-9543
	高丸小学校のびのびひろば	大町2丁目6-9	080-4602-6872	—
	東垂水児童館	東垂水1丁目1-1	753-3202	753-3202
	福田コーナー	乙木3丁目3-1	753-7006	753-7006
	星陵台児童館	星陵台1丁目1-3	784-3255	784-3255
	東舞子コーナー	舞子台4丁目10-1	781-1805	781-1805
	小束山児童館【拠点児童館】	小束山5丁目868-614	795-4789	795-4789
	多聞東コーナー	学が丘4丁目1-1	783-6261	783-6261
小束山コーナー	小束山7丁目868-362	781-0246	781-0246	
西区	押部谷児童館	美穂が丘1丁目1	994-3621	994-3621
	月が丘コーナー	月が丘7丁目2	995-3778	995-3778
	枝吉児童館	枝吉4丁目26	927-5617	927-5617
	玉津児童館	玉津町上池315-1	917-2816	917-2816
	有瀬児童館【拠点児童館】	伊川谷町有瀬字金井場1137-8	974-6318	974-6318
	有瀬コーナー	伊川谷町有瀬696-12	974-4200	974-4200
	長坂コーナー	伊川谷町長坂字重塚910-1	974-2515	974-2515
	長坂小学校のびのびひろば	伊川谷町長坂字重塚910-1	090-3970-2178	—
	岩岡児童館	上新地2丁目3-6	967-4003	967-4003
	岩岡コーナー	岩岡町古郷267	967-2339	967-2339
榎谷児童館	榎谷町池谷字苗代ノ内440-1	992-7081	992-7081	
伊川谷コーナー	北別府3-3-1	未定	未定	

平成30年度 神戸市民生委員児童委員協議会 事業計画（案）

1. 基本方針

日本経済はゆるやかに成長が維持されると見込まれている中、地域住民の抱える課題は複雑・多様化し、認知症高齢者やその家族への支援、子どもの貧困、高齢者・障がい者・児童への虐待、医療や介護の連携、子育ての問題、災害時の要援護者支援等の課題のほか、振り込め詐欺や悪質商法などの今日的課題への対応も社会全体で取り組むべき課題となっています。

また、地域住民を取り巻く生活環境は、少子化に伴う超高齢化社会が進む中でますます厳しさを増しています。近隣住民同士のつながりが弱まり、家族の絆でさえ薄れてしまい、人と人とのつながりが無くなっていく社会、いわゆる無縁社会が、地域の助け合い支えあい活動を困難にしています。

このような状況の中、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、地域と行政や地域団体、社会福祉協議会、地域の社会福祉法人などの福祉関係機関が力を合わせて協働・連携して課題に取り組むこと、さらには、住民同士でも助け合い支え合っていくことがますます重要になっています。

私たち民生委員・児童委員は、地域住民の一員として住民に最も身近なところで相談・支援等の活動を行っています。その活動は公共性を有するとともに、地域のボランティアとして自主的・主体的な取り組みを行うところにその特徴があります。

私たちは、地域福祉課題の解決に向けて、めまぐるしく変わる社会福祉サービスの変化を正しく理解し、地域住民の生活状況を十分把握した上で、支援が必要な方に的確な情報提供や相談支援活動を行う必要があります。

民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎え、『100周年活動強化方策』において、「地域のつながり、地域力の強化」、「さまざまな課題を抱えた人々の支援」、「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくこと」、また、『全国児童委員活動強化推進方策2017』では、「子どもたちの『身近なおとな』となり、地域の『子育て応援団』となる」、「子育て、子育てを応援する地域づくりを進める」、「課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」、「児童委員制度やその活動への理解の促進」が、今後の100年に向けた活動の重点項目として示され、私たちはこれらの取り組みを重点的に民生委員活動を進めてまいります。

阪神・淡路大震災から23年が経過し、今日に至るまで、私たちは、「いのちの尊さ、大切さ」「人と人との絆、支え合う心」「思いやりや助け合い、支えあい」など、たくさんの教訓を学んできました。この教訓を日頃の活動に生かすとともに、風化させることなく、次の世代にしっかりと継承していくことが重要です。

さらに、依然として欠員が多い状況が続いており、欠員地区をカバーしている民生委員・児童委員の負担も大変大きくなっています。民生委員の候補者となりうる人材の発掘に引き続き努めるとともに、民生委員支援員、友愛訪問ボランティア、ふれあい給食会等の地域福祉活動の担い手の発掘にも努めてまいります。

私たちは、常に地域住民の立場に立ち、基本的人権に理解を深め、個人情報取り扱いやプライバシー保護に十分配慮しながら、住民や関係機関との信頼関係を構築しつつ、まい進してまいります。

2. 重点活動目標

神戸市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という）では、次の重点活動目標に沿って民生委員・児童委員活動を進めます。

(1) 地域福祉活動の推進

私たち民生委員・児童委員は、住民が抱える心配ごとや困りごとに対する相談・支援、介護保険制度など福祉制度等に関する情報の提供やひとりぐらし高齢者等の見守りなど、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。

これからも、民生委員・児童委員同士や地区民児協はもちろんのこと、地域住民や地域団体、関係機関との協力・連携による地域福祉活動の一層の推進を図り、すべての人が孤立することなく、よりよく生きる共助の福祉コミュニティづくりを進めていきます。

また、活動周知については、個別援助活動においても、信頼される民生委員・児童委員として地域住民のみなさんをはじめ多くの方に私たちの活動を知ってもらうことが大切なことから、市と連携しながら、民生委員・児童委員の活動を正しく、広く知っていただくための取組みを強めていきます。

(2) 地域見守り活動の推進

高齢者が増加していく中、地域住民や地域団体、関係機関等の協力を得ながら、ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯等の把握・訪問を行い、高齢者見守りの充実に努めます。また、民生委員支援員制度を有効に活用するとともに、友愛訪問ボランティアグループとも連携を図り、よりきめ細やかな見守り活動を進めるとともに、人材発掘にも努めていきます。さらに、あんしんすこやかセンターともこれまで以上に連携を図り、介護予防やひとりぐらし高齢者等への生活支援に留意するとともに、障がい（児）者の相談に対しては障害者地域生活支援センターなどの専門機関につなぐほか、市において今後、整備が進められる要援護者支援センターや障害者支援センターとの連携を踏まえ、平常時から地域における災害時を見据えた要援護者支援への対応も視野に入れ、地域住民間でつながり、見守り支え合いの地域づくりを更に進めていきます。

(3) 児童委員・主任児童委員活動の推進

児童委員と主任児童委員が協働・連携し、地区民児協会長のもと、地域全体で子どもと子育て家庭を支える活動を展開します。

児童虐待防止については、虐待についての認識を高め、より一層の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待の予防や再発防止に取り組むため、「神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会」に参加するとともに、オレンジリボンキャンペーンなど児童虐待防止の啓発活動にも積極的に協力します。

主任児童委員は、「こどもサポーター」、「子育て家庭応援推進員」として区こども家庭支援課やこども家庭センター（児童相談所）と連携しながら、児童委員とともに地域の関係者によるネットワークづくりを進めます。

さらに、発達障害についてもより理解を深め、必要に応じて適切な支援ができるよう努めます。

(4) 個人情報保護に対する確実な対応

個人情報の保護に関する法律等により、市民児協及び個々の民生委員・児童委員には個人情報の適正な取得・管理・利用が求められています。日常の活動において、地域住民から信頼される民生委員・児童委員であり続けるためにも、個人情報保護を徹底するとともに、研修等の場を通じて意識向上に取り組みます。

3. 市民児協事業の内容

民生委員・児童委員活動の充実と円滑な市民児協の運営のため、次の事業を実施します。

(1) 会議の開催

会務の円滑な運営と事業推進、民生委員・児童委員活動及び市民児協の組織・活動、保健福祉行政施策や諸制度等の認識を高めるため、次の会議を開催します。また、資料を各区民児協及び地区民児協に配布することで、民児協組織としての情報の共有化、会議内容の周知を図ります。

- | | |
|-------------|--------|
| ① 常任理事会 | 年 11 回 |
| ② 理事会 | 年 1 回 |
| ③ 監事会 | 年 1 回 |
| ④ 主任児童委員連絡会 | 年 6 回 |

(2) 研修会の実施

民生委員・児童委員活動の資質の向上を図るため、次の研修会を実施します。

- ① 地区民児協会長・副会長研修
- ② 中堅民生委員・児童委員研修
- ③ 主任児童委員研修
- ④ 地区民児協会長研修
- ⑤ 新任民生委員・児童委員研修
- ⑥ 児童委員研修
- ⑦ その他必要な研修

(3) 全国会議等への参加

- ① 指定都市社協・民児連連絡協議会（岡山市）
- ② 近畿ブロック府県・指定都市民生委員児童委員関係事業会議（兵庫県）
- ③ 全国主任児童委員研修会（西日本）
- ④ 全国民生委員・児童委員大会（沖縄県）
- ⑤ 全国民生委員指導者研修会（全国民生委員大学）
- ⑥ 民生委員・児童委員リーダー研修会
- ⑦ 全国児童委員研究協議会
- ⑧ 相談技法研修会（傾聴研修，事例研修）
- ⑨ 全民児連評議員会，評議員セミナー，関係部会等
- ⑩ 全国社会福祉大会
- ⑪ その他必要な会議

(4)「神戸市民生委員児童委員協議会100周年活動強化方策」(仮称)の策定検討
全国民生委員児童委員連合会において、昨年策定された「民生委員制度創設1
00周年活動強化方策」に、都道府県・政令指定都市民児協、市区町村民児協、
単位民児協版の策定が提案されています。市民児協においても、策定に向けて検
討を行ってまいります。

1 自殺対策強化月間について

自殺対策基本法では、3月を自殺対策強化月間と位置付け、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、悩んでいる人が支えられ、つながることができるよう、周囲の人に寄り添える「ゲートキーパー」の行動、役割の普及を重点的に実施する。

2 ゲートキーパーについて

ゲートキーパーとは

➡ 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る「いのちの門番」

①気づき

大切な人がいつもと様子が違ったら声をかける

②傾聴

- ・本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
- ・話してくれたことをねぎらう

孤立を防ぐ

③つなぎ

早めに専門家へ相談するよう促す

④見守り

暖かく寄り添い、じっくりと見守る

3 乳幼児をもつ母親の自殺予防

1)産後うつ病について

- 出産後1～2週間から数カ月頃の産婦、10人に1人発症
- 治療に数カ月～長期化
- 産後うつ病でみられやすい症状
 - ・悲しい・憂うつ・楽しくない
 - ・理由もないのに涙がでる
 - ・赤ちゃんがかわいいと思えない、赤ちゃんの世話が面倒に思える
 - ・食欲がない
 - ・眠れない、昼寝ができない
 - ・イライラする
 - ・体力が戻らない、すぐ疲れる
 - ・家事・育児をする気力がない
 - ・将来の子育てに自信がもてない
 - ・自分は母親失格だと自らを責める
 - ・死にたい・消えてしまいたい

2)育児への影響

- ほとんど眠れない、食事も食べれない ⇒ 母乳が出にくくなる 育児のしんどさが強くなる
- 聴覚が敏感になり、子どもの泣き声が怖い ⇒ 産まなきゃよかったと思う
- 子どもが泣いてもどうしていいのかわからない ⇒ 育児ができない
- 子どもがかわいいと思えない ⇒ 母親失格と自分を責める
私が母親じゃない方がこの子のためと思う

※ 子どもの情緒認知的発達に影響 産後うつ病で子どもを虐待、子どもと心中、母親の自殺

3)どこか気にかかる母親への対応

- 自ら相手とかかわるための心の準備をする—「今から相手の話をきく」という心の準備が大切
- 温かみのある対応をする—温かみのある対応は悩んでいる人の大きな支援になる。
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える—悩みを話すことが促され、安心して悩みをやすい。
- 相手の話を聴く—相手が体験したこと、感じていることを十分に聴き、気持ちに寄り添う
- ねぎらう—話をしてくれること、つらい気持ちを打ち明けてくれたことをねぎらうことが大切

気をつけたい言葉

- 「母親なんだから、当たり前」
- 「私たちのときは、もっと大変だった」
- 「育児はしんどいものよ」
- 「みんなもがんばっているから、あなたもがんばって」

4)死にたいといわれた時の対応

- 死にたい気持ちを聴く姿勢をもち、話をそらさない
- 相手の感情の理解に努める
- 自殺しない約束をする(期限を決める)
自殺しないことを約束できるか確認する。
約束してもらえればリスクは軽減
- 否定や批判しない
「死んだらだめだ」「家族が悲しい思いをする」
- 励ましや説教をしない
「弱音をはかずに頑張れ」「命を粗末にするな」

※ひとりで抱え込まない

相手と自分を守るため信頼できる人と問題を共有する

【TALKの原則】

Tell	自分の気持ちを言葉で伝える 「とても心配している」 「私はあなたに死んでほしくない」
Ask	自殺に対してはっきりと尋ねる 「今、死にたい気持ちがあるのか」 「ずっと死にたい気持ちが続いているのか」
Listen	相手の訴えに真剣に耳を傾ける 「死にたいほどつらい気持ちを話してほしい」 「とてもつらいですね」と共感し、うなづき、あいづち
Keep Safe	安全を確保する 自殺の危険性が強い場合は、 ・身近な危険なものをかくす ・ひとりにしない ・できる限り早く受診につなげる

4 こどもの自殺予防

○こどものSOSの出し方に関する教育の推進

- ・困難な事態、強い心理的負担を受けた場合の対処の仕方を身につける

こどもに伝えたいメッセージ

こころが苦しいときは、誰にでもある

⇒だれでも生きている間は苦しいことやつらいことがある

どんなに苦しくても、解決する術がある

⇒絶望的な気持ちになっても、それは一生続かない。時間が経ったり、環境が変わったり、温かい支えを得たり、成長したり、視点を変えることによって、苦しい気持ちも変わる

相談できる力を身につける

⇒自分ひとりで抱え込まず、信頼できる人に話すこと、誰かに相談できる力も、生きてゆく上で大切な力になる

第2期神戸いのち大切プラン(妊娠・出産・子育て期の自殺予防)

対象の背景

- 妊産婦の死因で最も多いのが自殺
- 産後1年未満の自殺者6割に精神疾患通院歴あり
- 出産後自殺者の1/3にうつ病あり
※以上東京23区でのH17年～H26年の調査より
- 産後うつ病は、概ね産婦10人に1人の発症
- 内閣府調査H19年～H27年の自殺者で子育ての悩みありは、122人。女性が8割
- 神戸市では児童虐待による心中は11件(H19年度～H27年度累計)

対策の必要性

- 妊娠～出産～育児期は、ホルモンバランスの変化、育児不安、夜間授乳による睡眠不足など心身に影響することの啓発が必要
- 妊娠及び出産後のうつ病発症のリスクを把握し、産後うつ病の予防、早期発見・治療サポートが必要
- 産婦人科医での健診での産後うつ病の発見と専門医(精神科医)への連携が必要

危険因子

- ・うつ病や精神疾患の既往
- ・虐待を受けた経験 ・予期せぬ妊娠
- ・初めての妊娠 ・産科合併症
- ・妊娠・出産の心身の負担
- ・離婚・失職・引越しなどの環境の変化
- ・家族や親友などの支援の欠如 など

保護因子

- ・妊娠・出産・育児の適切な知識
- ・妊娠～出産の体調の変化の理解
- ・妊娠中からの相談・支援のサポート体制
- ・家族の育児協力
- ・休養、睡眠の確保
- ・産後うつ病について本人・家族の理解 など

取り組み

普及啓発

- ・母子健康手帳交付時に面接し、産後うつ病の情報提供
- ・家族への産後うつ病の知識の提供
- ・産後ケア事業や子育て支援事業の周知

相談支援・連携

- ・母子健康手帳交付時の相談
- ・思いがけない妊娠SOSでの相談
- ・訪問や健診での相談
- ・周産期メンタルヘルスケアについて支援者に研修

妊娠・出産
育児期

こころの健康づくり

- ・産後うつに関する啓発・スクリーニング
新生児訪問指導事業や4カ月児健診で実施
- ・子育て支援事業等を活用し、育児不安・負担の軽減

自殺ハイリスク者の支援

- ・精神疾患をもつ妊産婦への継続的支援、治療中断の防止
- ・産後うつ病のハイリスク産婦への継続的支援、受診勧奨

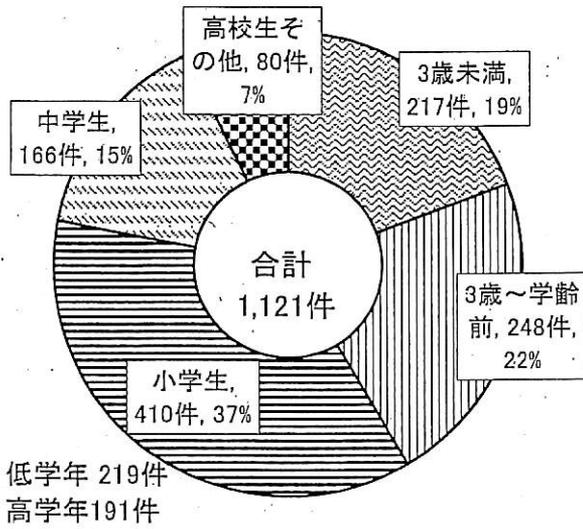
強化する取り組み

- 支援者(新生児訪問指導員、母子保健コーディネーター、主任児童委員等)へのゲートキーパー研修の実施
- 関係機関での産後うつなどで希死念慮のあるケースについての連携・対応の事例検討
- 産科医と精神科医の診療ネットワークづくり(神戸G-Pネットの活用)

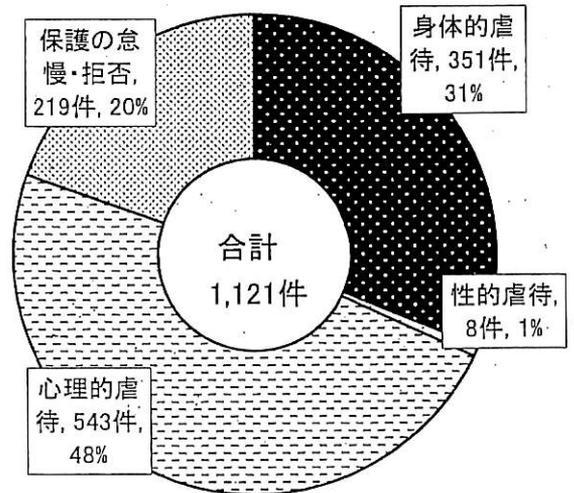
平成29年度児童虐待相談の状況(12月)【速報値】

神戸市こども家庭センター
(28年度同月933件)

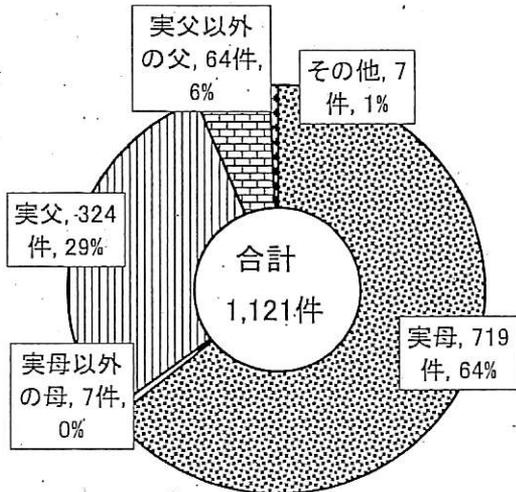
1. 年齢別件数



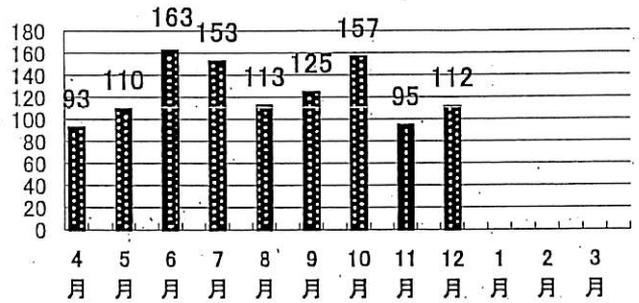
2. 相談種別



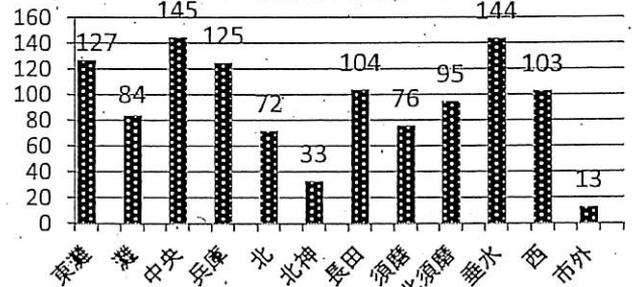
3. 主な虐待者



4. 月別 相談通告件数



5. 区別相談・通告の状況



6. 相談経路別

こども家庭支援室	都道府県・政令市児童相談所	市町村	警察等	児童家庭支援センター	家庭裁判所	医療機関	保育所(園)児童福祉施設 児童福祉施設	学校等			里親	児童委員	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
								幼稚園	学校	教育委員会等			虐待者本人			虐待者以外							
													父親	母親	その他	父親	母親	その他					
26	64	2	538		29	20	3	2	77		2	3	29	10	20	1	40	226	13	16	1,121		

類型	3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生その他	合計
身体的虐待	30	56	138	84	43	351件
性的虐待			2	3	3	8件
心理的虐待	150	137	188	46	22	543件
保護の怠慢・拒否	37	55	82	33	12	219件
合計	217件	248件	410件	166件	80件	1,121件

	最重度	重度	中度	軽度	疑い	合計
身体的虐待			100	188	63	351件
性的虐待		2	4	1	1	8件
心理的虐待			58	324	161	543件
保護の怠慢・拒否		1	52	113	53	219件
合計	0件	3件	214件	626件	278件	1,121件



みんなのごはん in 大原・桂木



小・中学生、子育て応援プロジェクト
みんなのごはん大原・桂木実行委員会
(協賛) 大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会

日時： 4月5・19日(木曜日)

*午後5時00分~*後7時00分 5時*学習タイム 6時*~食事タイム *

“ちょっとおしえてコーナー”

開催場所： 大原・桂木地域福祉センター

神戸市北区大原3丁目21

電話 (078) 582-0818

参加費： こども(中学生以下) 100円

おとな(高校生以上) 500円

*大人一人につき3歳以下無料

*参加費は集合時に集めさせていただきます

予定定員： 30名/1日

地域や学生のボランティアさんが
勉強を応援してくれます！
参加される大人の方は、
6時まで自由時間です。
買い物に！リフレッシュに！
子育ての相談もどうぞ
気軽にお声かけくださいね。

ひとりだけでも、かぞくやともだちといっしょでもOK!!

あったかいごはんをみんなでたべましょう!*

benkyou shitai mono ya, shukudai o motte kite ne!!

◇食事はバイキングとなっております。メニューは、食材により決めさせていただきます。

アレルギーの方はお知らせください。

◇*可能な方は、お迎え*に来ていただけます*ようおねがいします*。

お迎えが来られないお子さまは安全確認のため帰宅後、090-6756-007
minnanogohan@ezweb.ne.jp (おのだえつこ) まで連絡をしてください

◇食材の都合により予定定員に達した場合は、ご了承をお願いします。

また定員に余裕がある場合には、当日申込みでも参加いただけます。

- 1.参加希望日
 - 2.参加される方の氏名・学年
 - 3.保護者の方の連絡先
 - 4.アレルギーの有無
- 以上の内容を

きりとり

申込日 平成 年 月 日

締切日 平成30年4月21

みんなのごはん in 大原・桂木申込書 (4月5日・19日分)

こどもの名前(ふりがな)	学年	年生	性別	男	・	女	
保護者氏名	住所						
電話番号	メールアドレス:						
参加希望日	日	アレルギーの有	・	無	お迎えの有	・	無

申込書は桂木児童館 柏尾館長までFAXでご提出をお願いします。FAX番号 (078)583-8850
(柏尾 携帯電話 090-8448-4361)